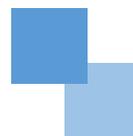


今治市 障がい者計画



令和2年3月

今 治 市

はじめに

今治市では、平成27年3月に「今治市障害者計画」を策定し、「みんなで奏で 快適に暮らせるまちづくり ～住みなれた いまばりで暮らせるまちへ～」という基本理念のもと、障がいのある人もない人も共に支えあいながら、地域で安心して生活のできる「共生社会」の実現を目指し、就労支援や地域活動の支援等、地域生活に重点を置いた施策を推進してまいりました。

「今治市障害者計画」策定から5年が経過する中、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正、「児童福祉法」の改正など、障がい者、障がい児にかかわる重要な法整備がなされ、障がい福祉制度は大きく変化しています。

こうした障がいのある方を取り巻く環境の変化や、地域の課題、ニーズに対応していくため、新しく「今治市障がい者計画」を策定し、「安心できる地域づくり」、「生き生きとした暮らしづくり」、「みんなで支える環境づくり」の三つの基本方針のもと、市民の誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」をさらに推進させる施策に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定に当たり、アンケート調査、ヒアリング調査等にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました「今治市障害者施策推進協議会」の委員の皆様、障がい者団体や関係機関等、計画策定にご尽力を賜りました皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

今治市長 菅 良二

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 法律と国・愛媛県・今治市の計画の変遷	7
(3) 計画の根拠法	8
3 計画の位置付け	9
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	10
(1) 今治市障害者施策推進協議会	10
(2) アンケート調査等	10

第2章 今治市の障がい者（児）を取り巻く現状

1 人口等の推移	13
(1) 人口について	13
(2) 世帯について	14
2 障がいのある人の状況等	15
(1) 障害者手帳所持者の推移（全体）	15
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	16
(3) 療育手帳所持者の状況	18
(4) 精神障がいのある人の状況	20
(5) 発達障がいのある人の状況	22
(6) 難病患者の状況	22
3 特別支援学校・特別支援学級等の状況	23
(1) 特別支援学校の状況	23
(2) 特別支援学級等の状況	24
4 障害者手帳所持者向けアンケート調査	25
(1) 調査概要	25
(2) 調査結果概要	26
5 一般市民向けアンケート調査	50
(1) 調査概要	50
(2) 調査結果概要	51
6 その他アンケート調査、ヒアリング調査	54
(1) その他アンケート調査の概要	54
(2) ヒアリング調査の概要	55
(3) その他アンケート調査、ヒアリング調査結果の概要	56

第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	59
2 計画の基本方針	59
(1) 安心できる地域づくり	60
(2) 生き生きとした暮らしづくり	60
(3) みんなで支える環境づくり	60
第4章 障がい者施策の展開	
1 計画の基本体系	63
2 障がい者施策の展開	64
(1) 安心できる地域づくり	64
(1) - 1 地域生活の支援	64
(1) - 2 保健・医療の充実	66
(2) 生き生きとした暮らしづくり	68
(2) - 1 教育・育成の充実	68
(2) - 2 社会参加の促進	69
(2) - 3 雇用・就労、経済的自立の支援	70
(3) みんなで支える環境づくり	72
(3) - 1 生活環境の整備	72
(3) - 2 情報・コミュニケーションの活性化	74
(3) - 3 防災・防犯対策の推進	75
(3) - 4 差別の解消・権利擁護の推進	77
第5章 計画の推進体制	
1 推進体制	81
(1) 関係各課・関係機関との連携	81
(2) 関係団体等との連携及び地域生活の支援	81
(3) 国・県及び周辺自治体との連携	81
2 進捗状況の管理及び評価	82
参考資料	
1 今治市障害者施策推進協議会委員名簿	85
2 今治市障害者施策推進協議会条例	86
3 障がい者計画策定の経緯	87

※「障害」の表記について

可能な限り平仮名で表記または他の言葉に置き換えて表記しています。ただし、法令や条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設等の固有名詞については漢字表記としています。このため、本計画においては、「がい」と「害」が混在する表記となっています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今治市の最上位計画である「第2次今治市総合計画（2016-2025）」においては、施策の大綱として「健やかに安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、障がい者に関わる分野では、施策の方向として「支えあい、いきいきと暮らしていける基盤づくり」を目指しています。

「第2次今治市総合計画」に基づき、今治市の障がい者施策の基本的な方向性を示すために障がい者計画を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

【条約】

■ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成26(2014)年1月20日批准

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている条約で、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。日本では、平成26(2014)年1月20日に批准し、平成26(2014)年2月19日から効力が発生しました。

【法律】

■ 障害者基本法の改正

一部を除き平成23(2011)年8月5日施行

平成23(2011)年8月の改正では、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大、差別の禁止、合理的配慮の提供、教育や選挙における配慮等が規定されました。また、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を行う障害者政策委員会が設置されました。

■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者虐待防止法)の制定

平成24(2012)年10月1日施行

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(障害者総合支援法)の制定

平成25(2013)年4月1日施行、一部平成26(2014)年4月1日施行

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へと改称されました。障がい者の範囲に難病等が加わり、地域生活支援事業の追加、障害支援区分の創設等が行われました。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

平成26(2014)年4月1日施行

精神障がい者の地域生活への移行(入院医療中心から地域生活中心へ)を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者に対する責務規定の削除や医療保護入院における入院手続の見直し等を目的に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

■ 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)の制定

平成27(2015)年1月1日施行

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の制定

平成28(2016)年4月1日施行

この法律では、「障害者基本法」に定められた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国、地方公共団体及び民間事業者における障がいを理由とする差別的扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正

一部を除き平成 28(2016)年 4 月 1 日施行

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

■ 発達障害者支援法の改正

平成 28(2016)年 8 月 1 日施行

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（障害者総合支援法）の改正**

一部を除き平成 30(2018)年 4 月 1 日施行

障害者総合支援法施行 3 年後の見直しとして、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを目的として、「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。

■ 児童福祉法の改正

一部を除き平成 30(2018)年 4 月 1 日施行

障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅を訪問して障がいのある児童の発達支援を提供できるサービスの新設、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援や障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）などを目的に、「児童福祉法」が改正されました。

■ **児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正**

平成 30(2018)年 4 月 2 日施行

児童に対する虐待の防止、早期発見、保護等について定められ、平成 12(2000)年に制定、平成 16(2004)年 10 月、平成 20(2008)年 4 月に改正が行われました。今回の改正では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

■ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定**

平成 30(2018)年 6 月 13 日施行

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備等が基本的施策となっており、具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組の促進や、高い評価を受けた作品の販売等に関する支援が盛り込まれています。

■ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**

(バリアフリー法) の改正

一部を除き平成 30(2018)年 11 月 1 日施行

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、更なる利用し易さ確保に向けた施策の充実等が盛り込まれています。

■ **成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）の制定**

令和元(2019)年 12 月 1 日施行

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、医療、保健、教育及び普及啓発、記録の収集、調査研究等の施策を総合的に推進することを目的としています。

(2) 法律と国・愛媛県・今治市の計画の変遷

年	法律等	国計画	愛媛県計画		今治市計画	
平成18年 (2006)	◇障害者自立支援法の施行	障害者基本計画 (第2次)	第3次愛媛県障害者計画	第1期愛媛県 障害福祉計画	今治市障害者計画	第1期今治市 障害福祉計画
平成19年 (2007)	◇障害者権利条約署名					
平成20年 (2008)	◇児童福祉法の改正、施行					
平成21年 (2009)						
平成22年 (2010)						
平成23年 (2011)	◇障害者基本法の改正、施行					
平成24年 (2012)	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画 (第3次)	第4次愛媛県障害者計画	第2期愛媛県 障害福祉計画	今治市障害者計画	第2期今治市 障害福祉計画
平成25年 (2013)	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行					
平成26年 (2014)	◇精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律の改正、施行 ◇障害者権利条約批准・発効					
平成27年 (2015)	◇難病法の施行					
平成28年 (2016)	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の改正、施行 ◇成年後見制度利用促進法施行 ◇発達障害者支援法の改正、施行					
平成29年 (2017)						
平成30年 (2018)	◇障害者総合支援法の改正、施行 ◇児童福祉法の改正、施行 ◇児童虐待防止法の改正、施行	障害者基本計画 (第4次)	第5次愛媛県 障がい者計画	第3期愛媛県 障害福祉計画	今治市 障がい者計画	第3期今治市 障害福祉計画
平成31年 令和元年 (2019)	◇成育基本法の施行					
令和2年 (2020)						
令和3年 (2021)						
令和4年 (2022)						
令和5年 (2023)						
		計次 画期		第5期愛媛県 障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画	令和2年度 ～ 令和5年度	第5期今治市 障害福祉計画 第1期今治市 障害児福祉計画
				次期計画		次期計画

(3) 計画の根拠法

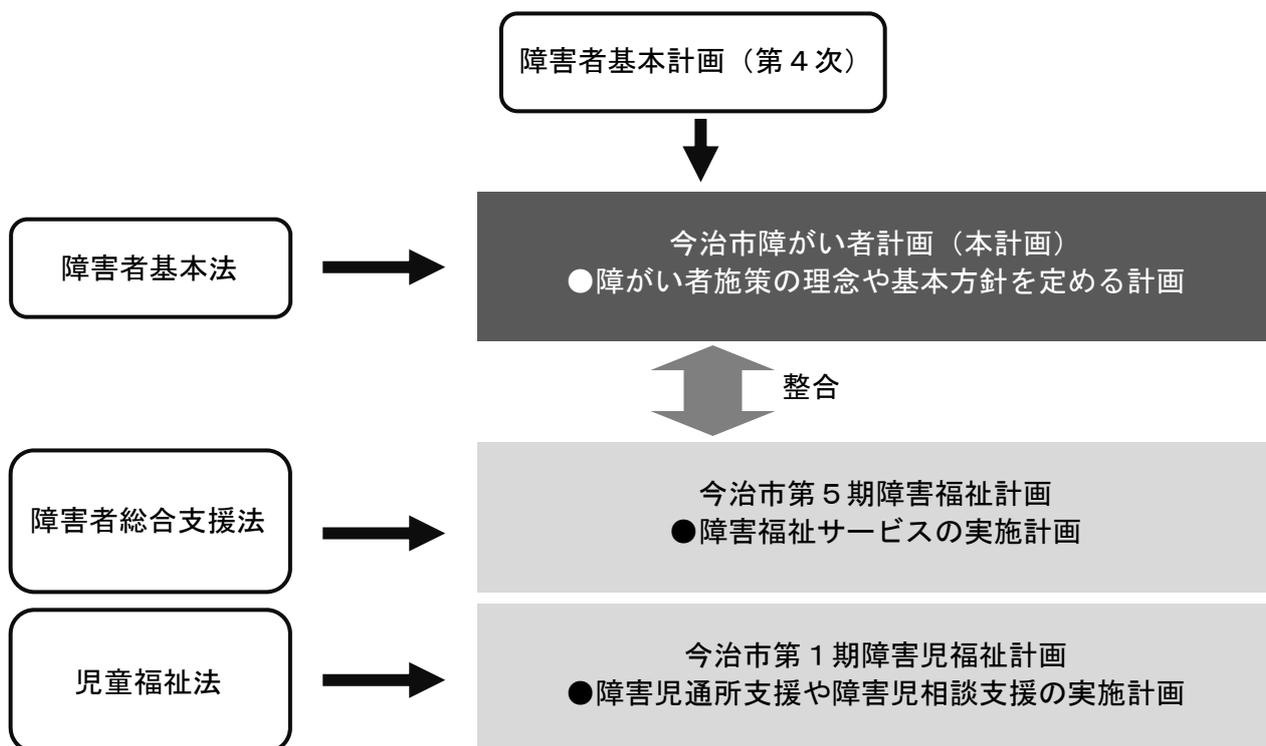
「今治市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的な計画です。

(障害者基本法抜粋)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障がいのある人への支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、「今治市障がい者計画」「今治市障害福祉計画」「今治市障害児福祉計画」の3計画は整合を図ったものとします。

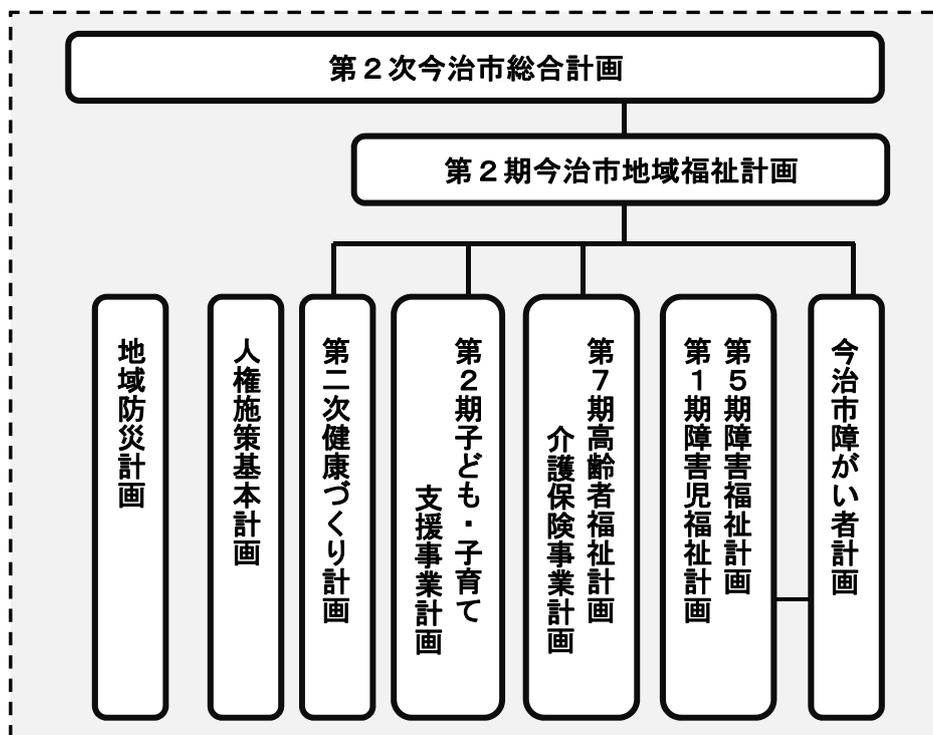


「今治市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「今治市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援や障害児相談支援の必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

3 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「第2次今治市総合計画」の実現に向けて、「地域福祉計画」を上位計画とし、「子ども・子育て支援事業計画」等個別計画と連携します。



4 計画の期間

「今治市障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画と位置付けられています。前期計画の期間は平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間としていましたが、「今治市障害福祉計画」及び「今治市障害児福祉計画」の策定期間と合わせ、より総合的・一体的な障がい者施策を実施するために、令和5(2023)年度までの4年間とします。

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
障害者計画	今治市障害者計画			今治市障がい者計画 (本計画)				次期計画
障害福祉計画	前期計画	第5期今治市 障害福祉計画 (現行計画)			次期計画			
障害児福祉計画		第1期今治市 障害児福祉計画 (現行計画)			次期計画			

5 計画の策定体制

(1) 今治市障害者施策推進協議会

学識経験者、社会福祉関係団体等の代表者及び関係行政機関の職員等で構成する「今治市障害者施策推進協議会」において計画内容を審議し、計画を策定しています。

(2) アンケート調査等

- 障がい者アンケート調査（手帳所持者及び障害児通所支援事業利用者）

本市の障がい者施策、障害福祉サービス等に関して、アンケート調査を実施し、その意見を反映しています。

- 共生社会、障がい者の雇用等についてのアンケート

共生社会について、障がい者の雇用について、それぞれ、18歳以上の一般市民、市内の従業者20名以上の事業所に対してアンケート調査を実施し、その意見を反映しています。

- 障がい者団体ヒアリング調査

本市の障がい者施策の現状や課題を把握するため、今治市障がい者団体連合会に加入している障がい者団体を対象とし、ヒアリング調査を実施しました。

- 障害福祉サービス事業者ヒアリング調査

事業者の立場から見た、本市の障がい者施策の現状や課題を把握するため、市内の障害福祉サービス事業者を対象として、ヒアリング調査を実施しました。

第2章 今治市の障がい者（児）を取り巻く現状

第2章 今治市の障がい者（児）を取り巻く現状

1 人口等の推移

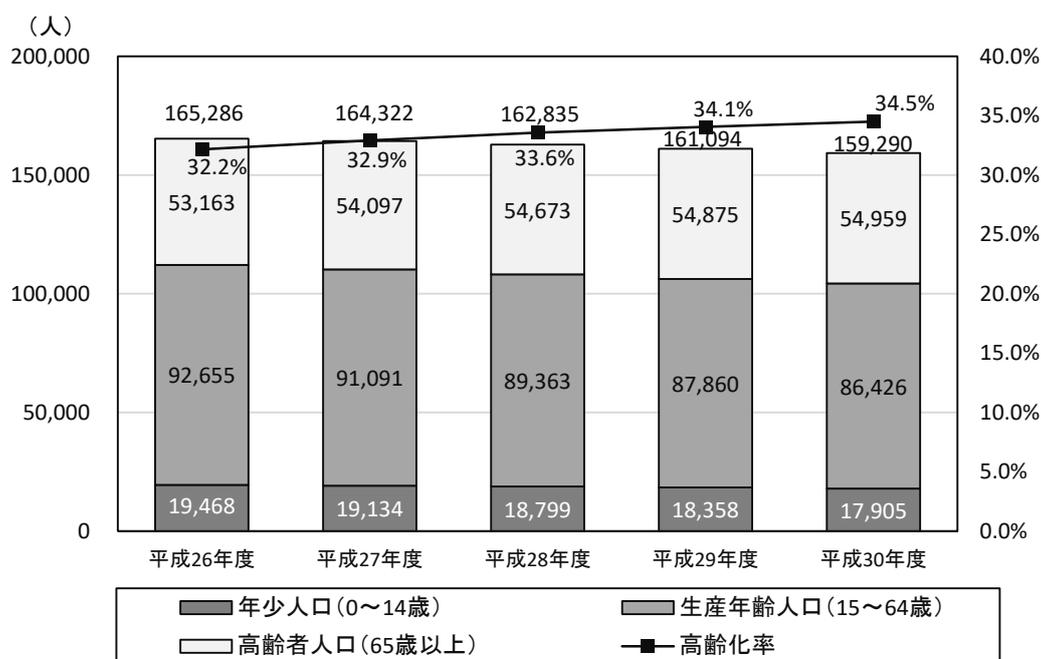
(1) 人口について

本市の平成31年3月31日現在の総人口は、159,290人となっており、平成26年度から平成30年度にかけて減少が続いています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成26年度の32.2%から平成30年度の34.5%へと増加し、高齢化が進んでいます。

■ 総人口と年齢3区分人口の推移、高齢化率

単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年少人口 (0～14歳)	19,468	19,134	18,799	18,358	17,905
生産年齢人口 (15～64歳)	92,655	91,091	89,363	87,860	86,426
高齢者人口 (65歳以上)	53,163	54,097	54,673	54,875	54,959
総人口	165,286	164,322	162,835	161,094	159,290
高齢化率	32.2%	32.9%	33.6%	34.1%	34.5%



【資料】今治市住民基本台帳（各年度3月31日現在）

※平成29年度は年齢不詳を1人含む

(2) 世帯について

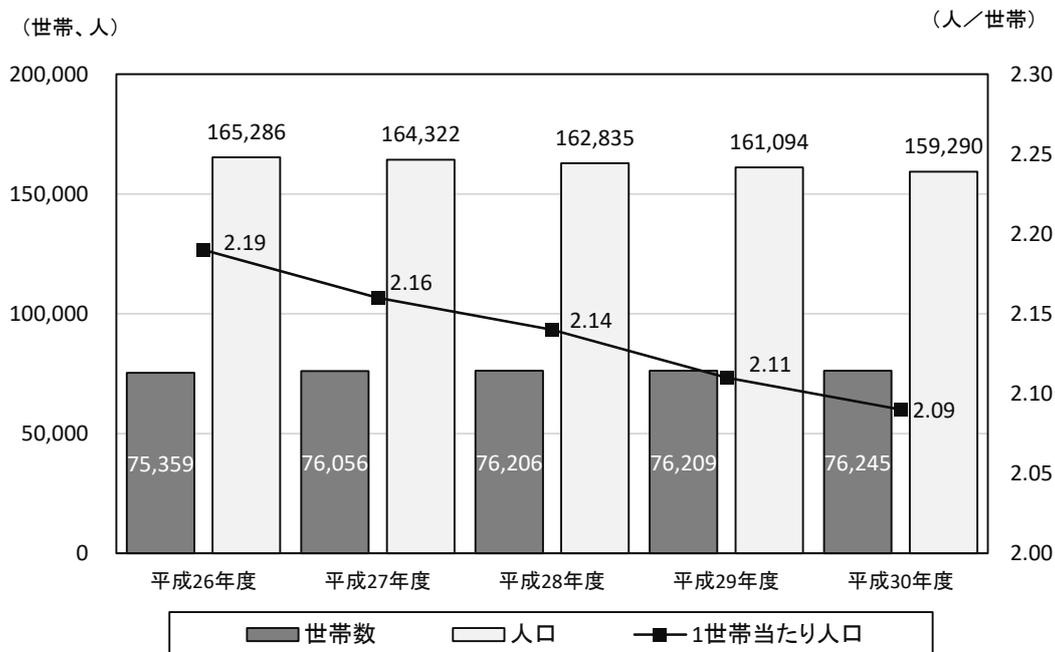
世帯数と1世帯あたり人口をみると、世帯数は、平成26年度から平成30年度にかけて緩やかな増加傾向となっています。

一方で1世帯あたり人口は毎年減少しており、平成26年度には2.19人でしたが、平成30年度では2.09人となっています。

■ 世帯数と1世帯あたりの人口

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	75,359	76,056	76,206	76,209	76,245
人口	165,286	164,322	162,835	161,094	159,290
1世帯あたり人口	2.19	2.16	2.14	2.11	2.09



【資料】今治市住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2 障がいのある人の状況等

(1) 障害者手帳所持者の推移（全体）

障害者手帳所持者（全体）の推移をみると、平成26年度から平成29年度までは減少していますが、平成30年度にかけては増加に転じています。

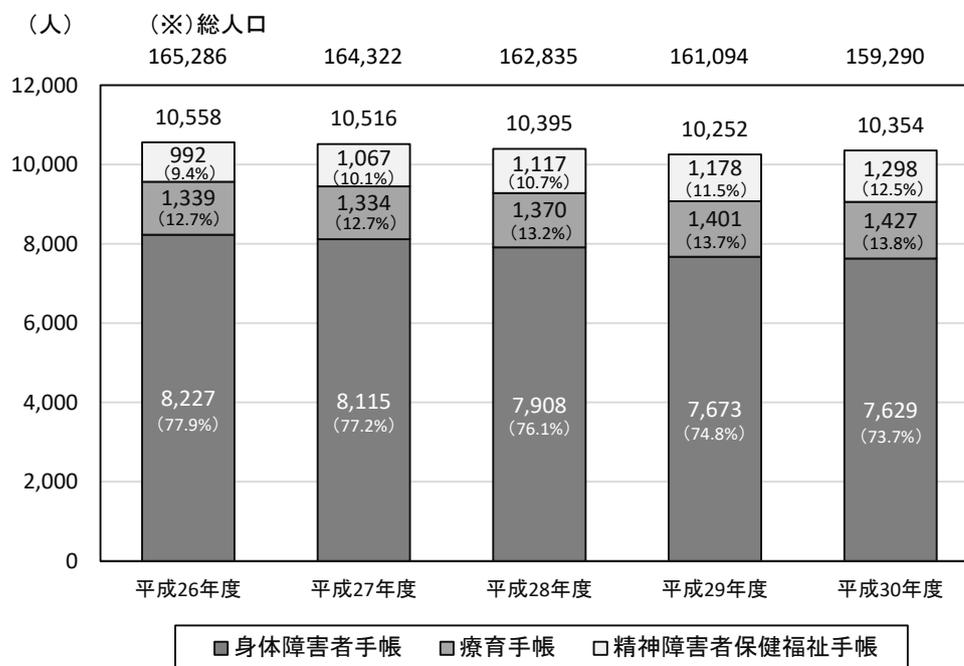
手帳種別ごとの推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少が続いていますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

障害者手帳所持者合計の総人口に占める割合は、各年度とも6.4%～6.5%とほぼ同じ割合で推移しています。

■ 障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳	8,227	8,115	7,908	7,673	7,629
療育手帳	1,339	1,334	1,370	1,401	1,427
精神障害者 保健福祉手帳	992	1,067	1,117	1,178	1,298
障害者手帳所持者合計	10,558	10,516	10,395	10,252	10,354
手帳所持者合計／総人口	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.5%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

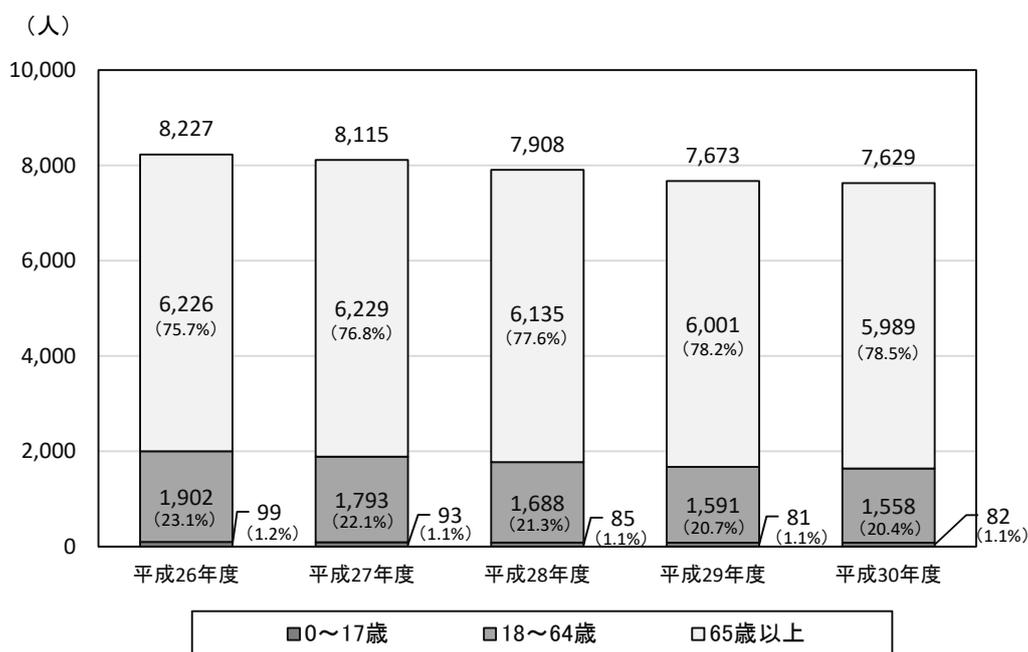
身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成26年度から平成30年度にかけて、減少が続いています。

年齢別にみると、すべての年度で65歳以上の割合が最も高くなっています。平成30年度の身体障害者手帳所持者の65歳以上の割合は78.5%であり、身体障害者手帳所持者においては、65歳以上の人の割合が非常に高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～17歳	99	93	85	81	82
18～64歳	1,902	1,793	1,688	1,591	1,558
65歳以上	6,226	6,229	6,135	6,001	5,989
手帳所持者合計	8,227	8,115	7,908	7,673	7,629
手帳所持者合計／総人口	5.0%	4.9%	4.9%	4.8%	4.8%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

等級別にみると、すべての年度において、1・2級の重度障がいの人が半数以上を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	2,935	2,915	2,861	2,772	2,768
2 級	1,565	1,554	1,505	1,441	1,433
3 級	1,186	1,134	1,085	1,051	1,047
4 級	1,724	1,694	1,640	1,620	1,566
5 級	388	382	375	364	380
6 級	429	436	442	425	435
合計	8,227	8,115	7,908	7,673	7,629

【資料】今治市障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

障がい別にみると、すべての年度において、肢体不自由の人が最も多くなっていますが、近年は内部障がいの人比率が高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい別）

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
視覚障がい	602	588	571	546	561
聴覚・平衡機能障がい	641	645	646	630	619
音声・言語障がい そしゃく機能障がい	71	72	71	70	73
肢体不自由	4,343	4,224	4,068	3,897	3,811
内部障がい	2,570	2,586	2,552	2,530	2,565
合計	8,227	8,115	7,908	7,673	7,629

【資料】今治市障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、他の障害者手帳所持者に比べて、0～17歳の割合が高く、65歳以上の割合が低いことが特徴となっています。知的障がいは発達期（おおむね18歳未満）において現れるものであるため、下表のような年齢別所持者数の割合となっていますが、今後は手帳所持者の年齢が上昇するとともに年齢別の人口比も徐々に変化していくと考えられます。

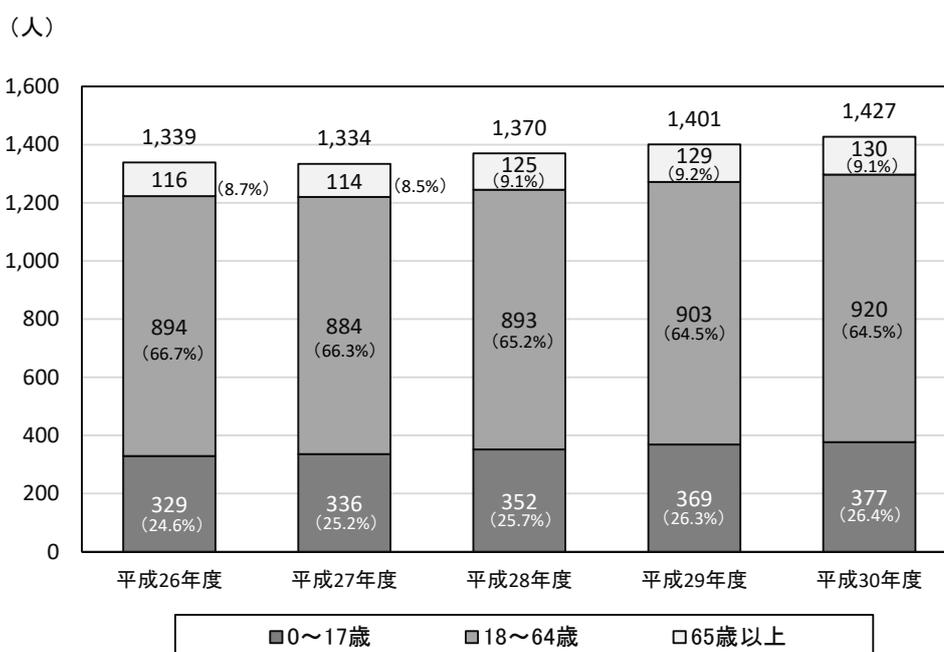
■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～17歳	329	336	352	369	377
18～64歳	894	884	893	903	920
65歳以上	116	114	125	129	130
手帳所持者合計	1,339	1,334	1,370	1,401	1,427
手帳所持者合計／総人口	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%

※年齢別にみた人口に占める療育手帳所持者の割合

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
64歳以下人口に占める割合	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
65歳以上人口に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

療育手帳所持者は増加傾向にあり、特にB（中軽度）に該当する人が増加しています。

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A（重度）	655	625	626	611	606
B（中軽度）	684	709	744	790	821
合計	1,339	1,334	1,370	1,401	1,427

【資料】今治市障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

（４）精神障がいのある人の状況

ア 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

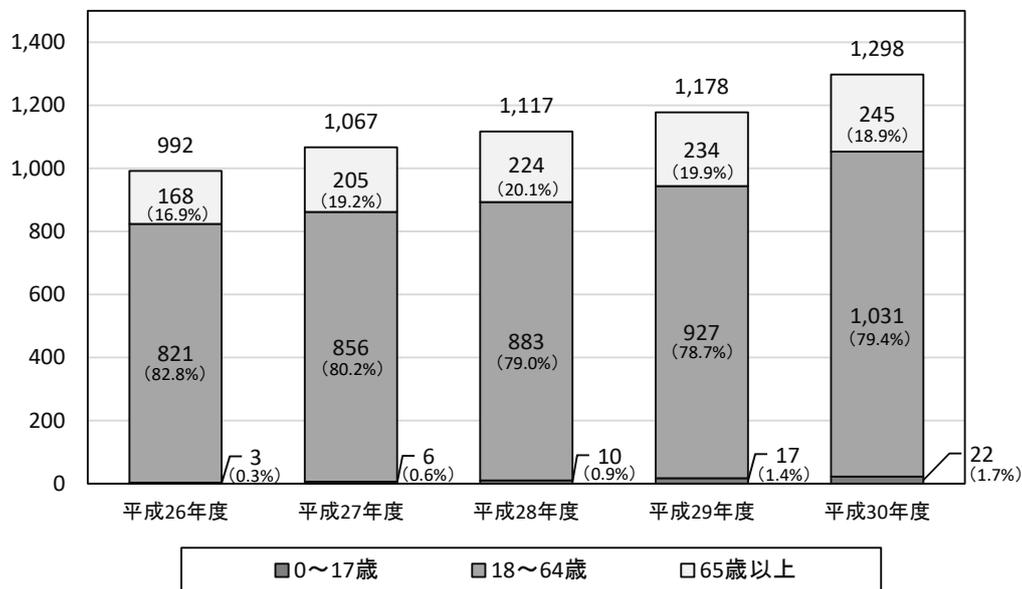
精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、年々増加しており、増加率も上昇しています。手帳所持者数は、平成30年度には平成26年度の約1.3倍と大きく増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～17歳	3	6	10	17	22
18～64歳	821	856	883	927	1,031
65歳以上	168	205	224	234	245
手帳所持者合計	992	1,067	1,117	1,178	1,298
手帳所持者合計／総人口	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%
平成25年度（973人）からの増加率	2.0%	9.7%	14.8%	21.1%	33.4%

（人）



【資料】今治市障がい福祉課（各年度3月31日現在）

等級別では、2級、3級で大きく増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	89	90	93	99	96
2 級	781	822	857	914	1,025
3 級	122	155	167	165	177
合計	992	1,067	1,117	1,178	1,298

【資料】今治市障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

イ 自立支援医療費（精神通院）受給者の状況

自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移をみると、年々増加しており、増加率も上昇しています。受給者数は平成 30 年度には平成 26 年度の約 1.4 倍と大きく増加しています。

■ 自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数	2,150	2,156	2,333	2,805	3,032
平成 25 年度 (2,131 人) からの増加率	0.9%	1.2%	9.5%	31.6%	42.3%

【資料】今治市障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

（５）発達障がいのある人の状況

発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法 第2条）と定義されています。

発達障がいのある人の人数を把握することは困難ですが、平成28年に厚生労働省が実施した「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、全国で、「医師から発達障害と診断された者の数（推計値）」は48.1万人であり、そのうち、障害者手帳所持者（身体・療育・精神）の割合は76.5%でした。平成23年の同調査では、31.8万人であったことから、約26%の増加が見られます。

本市においても、医師から発達障がいと診断される人、その可能性のある人が増加することが予測されます。発達障がいのある人への支援は早期発見、早期対応により、円滑な地域での生活が期待できるため、今治市発達支援センターにおいて、心身の発達に不安のある人やその家族の相談等を受け、必要に応じて関係機関との調整を行っています。

（６）難病患者の状況

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、難治性疾患克服研究事業の対象となる130疾病と関節リウマチの人が障害福祉サービス等の対象となりました。その後、数回にわたり対象となる疾病の範囲が拡大され、令和元年7月1日より361疾病が障害福祉サービス等の対象となっています。

症状の変動等により、身体障害者手帳の取得ができなかった難病患者等の人についても、必要と認められる場合、障害福祉サービス等が利用できるようになっています。

3 特別支援学校・特別支援学級等の状況

(1) 特別支援学校の状況

今治特別支援学校の在籍者数は、全体で見ると減少傾向にありますが、小学部は増加しています。平成30年度の在籍者数合計は259人となっています。

高等部卒業生数については、年度によって変動がありますが、平成26年度から平成30年度にかけて減少しており、平成30年度の卒業生は35人でした。また、卒業生の進路は、福祉的就労が最も多く、平成30年度では18人となっています。

■ 今治特別支援学校の在籍者数

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学部	78	75	75	85	93
中学部	63	54	54	55	55
高等部	137	139	127	123	111
合計	278	268	256	263	259

【資料】愛媛県立今治特別支援学校（各年度3月31日現在）

※本市以外の児童・生徒も含まれています。

■ 今治特別支援学校（高等部）の卒業生の進路

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
進学 （大学・専修学校等）	0	0	0	0	1
進学 （公共職業訓練施設等）	0	0	0	0	1
就職 （一般就労）	13	5	14	14	7
福祉的就労	24	27	14	29	18
福祉的就労以外の 入所・通所	6	12	11	8	6
在宅・その他	5	1	1	1	2
計	48	45	40	52	35

【資料】愛媛県立今治特別支援学校（各年度3月31日現在）

※福祉的就労：就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援、その他の福祉的就労等

※福祉的就労以外の入所・通所：施設入所、生活介護、療養介護、自立訓練等

※在宅・その他：居宅介護、重度訪問介護等

※本市以外の生徒も含まれています。

(2) 特別支援学級等の状況

特別支援学級の在籍者数は、小学校、中学校ともに増加傾向となっています。平成30年度では小学校212人、中学校100人となっています。

通級指導教室の在籍者数についても、小学校、中学校ともに増加傾向となっています。平成30年度では小学校64人、中学校23人となっています。

■ 特別支援学級の在籍者数

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	163	169	179	195	212
中学校	75	66	80	86	100
合計	238	235	259	281	312

【資料】今治市学校教育課(各年度5月1日現在)

■ 通級指導教室の在籍者数

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	57	62	46	53	64
中学校	8	13	16	21	23
計	65	75	62	74	87

【資料】今治市学校教育課(各年度3月31日現在)

4 障害者手帳所持者向けアンケート調査

(1) 調査概要

- ・調査の時期：令和元年7月22日～8月5日
- ・調査対象者：市内の65歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、及びその保護者
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：郵送により調査票を配布・回収
- ・配布数：1,000件、回収数：392件（回収率39.2%）

【留意点】

- ・グラフは原則として回答者の割合（百分率）で表現しています。
- ・グラフ及び表中のn（number of case）は、割合算出の母数を示しています。
- ・割合による集計では、回答者数を100.0%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答の場合、割合の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・所持手帳別の集計においては、重複して障害者手帳を所持する人、所持手帳不明の人がいるため、全体数と所持手帳別の合計数が一致していません。

(2) 調査結果概要

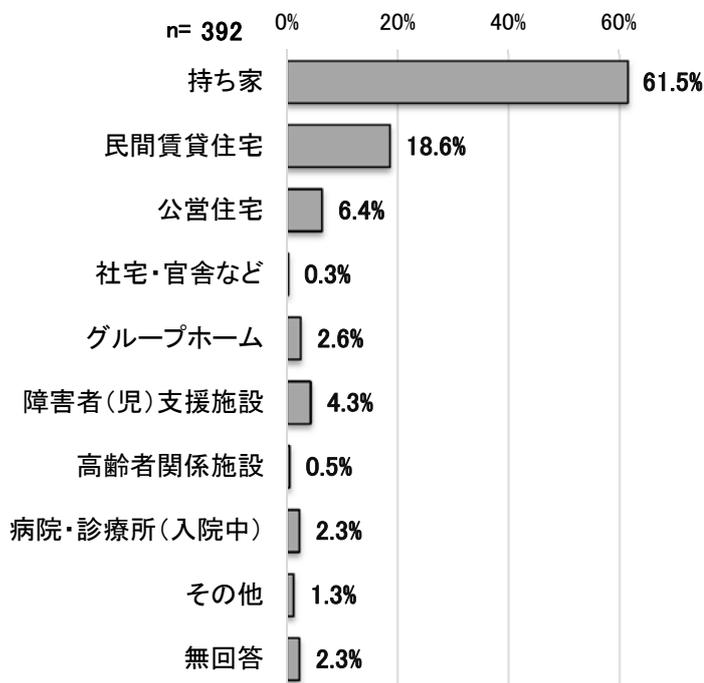
ア 生活について

■ 生活している場所について

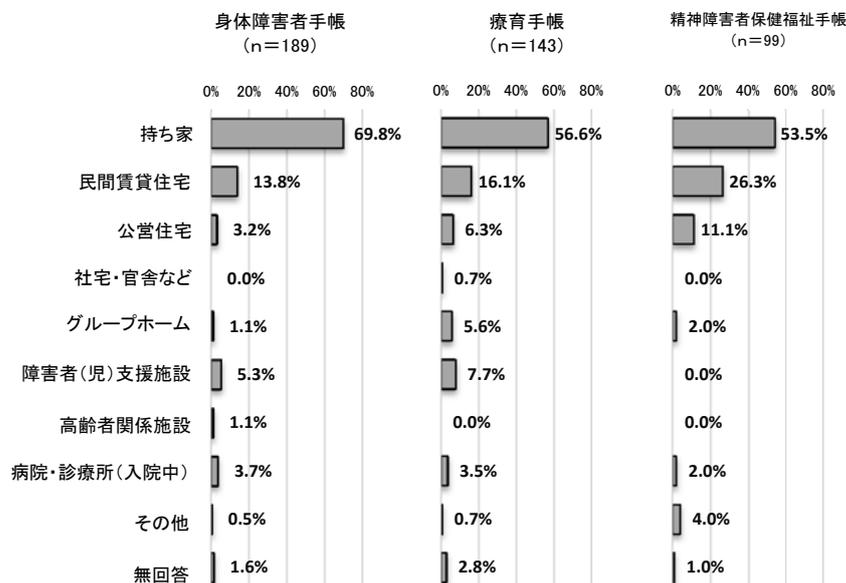
生活している場所について、全体では「持ち家」が61.5%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅」が18.6%となっています。

所持手帳別にみると、いずれにおいても「持ち家」が最も高く、次いで「民間賃貸住宅」となっており、同じ傾向が見られました。

【全体】



【所持手帳別】

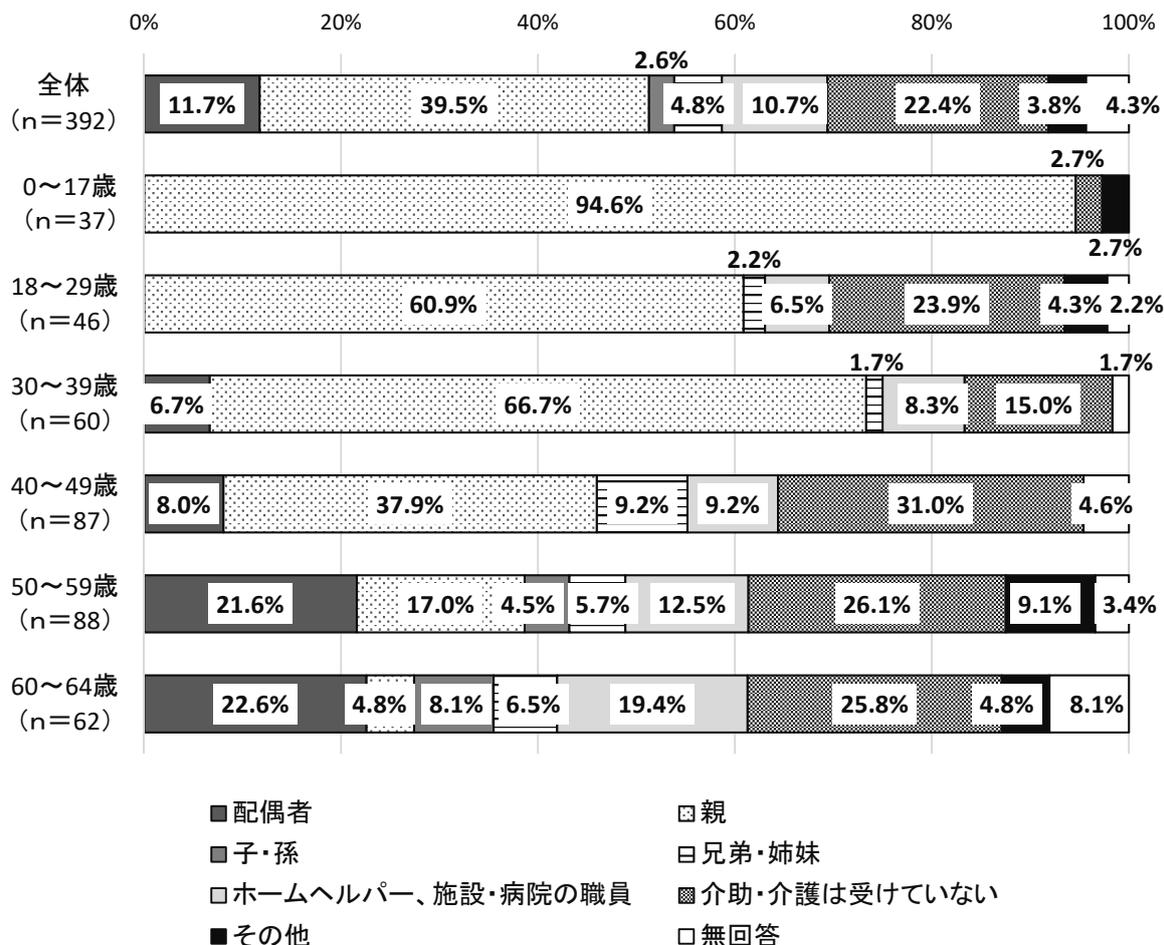


■ 主に誰から援助等を受けているかについて

主に誰から援助等を受けているかについて、全体では上位から「親」39.5%、「介助・介護は受けていない」22.4%、「配偶者」11.7%となっています。

年齢別にみると、「30～39歳」「40～49歳」において、「親」の割合が高くそれぞれ66.7%、37.9%となっています。「50～59歳」においても、17.0%となっています。

【全体・年齢別】



課題等

- ・持ち家や民間賃貸住宅で生活している人の割合が高いため、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実が求められます。
- ・障がいのある本人が30歳代、40歳代であっても、主に援助や手助け、介護、看護をしている人が親である割合が高くなっており、援助をする人の高齢化が進んでいると考えられます。
- ・介助や介護を受けていない人の割合も、全体では22.4%となっています。適切な支援につながっていない可能性もあるので、啓発や相談支援体制の充実を図る必要があります。また、現在は介助や介護を必要としないが、今後、年齢が上がるとともに必要となる人が多くなることも想定されます。

イ 障がいのある人の権利について

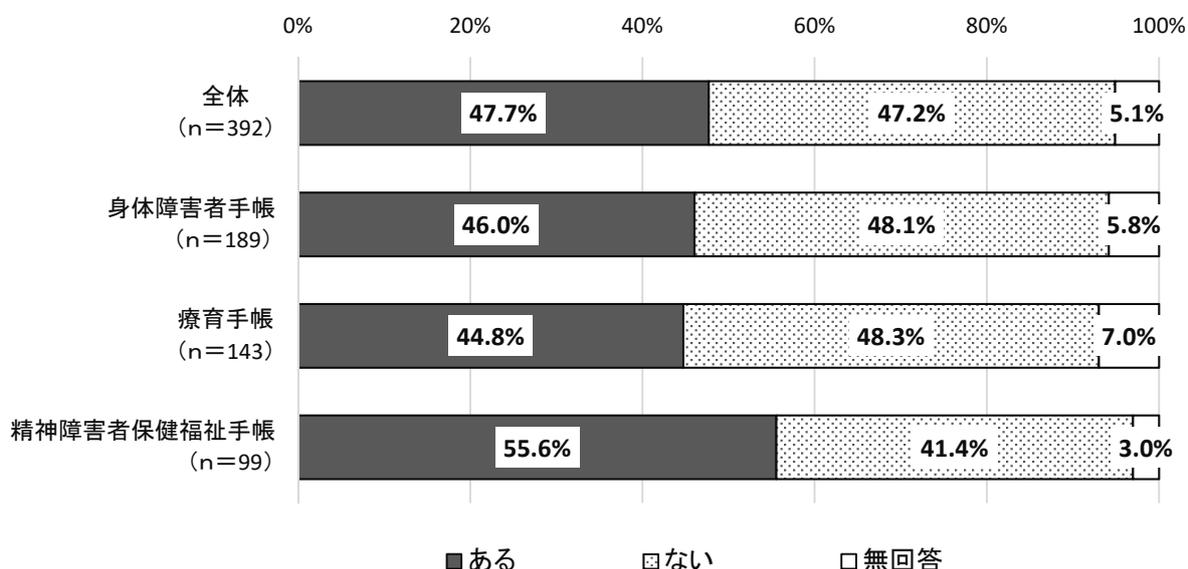
■ 障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるかについて

差別等を受けたことがあるかについて、全体では「ある」47.7%、「ない」47.2%となっています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では「ある」46.0%、「ない」48.1%、療育手帳所持者では「ある」44.8%、「ない」48.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ある」55.6%、「ない」41.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「ある」の割合が他の手帳所持者よりも高くなっており、半数を超えています。

【全体・所持手帳別】

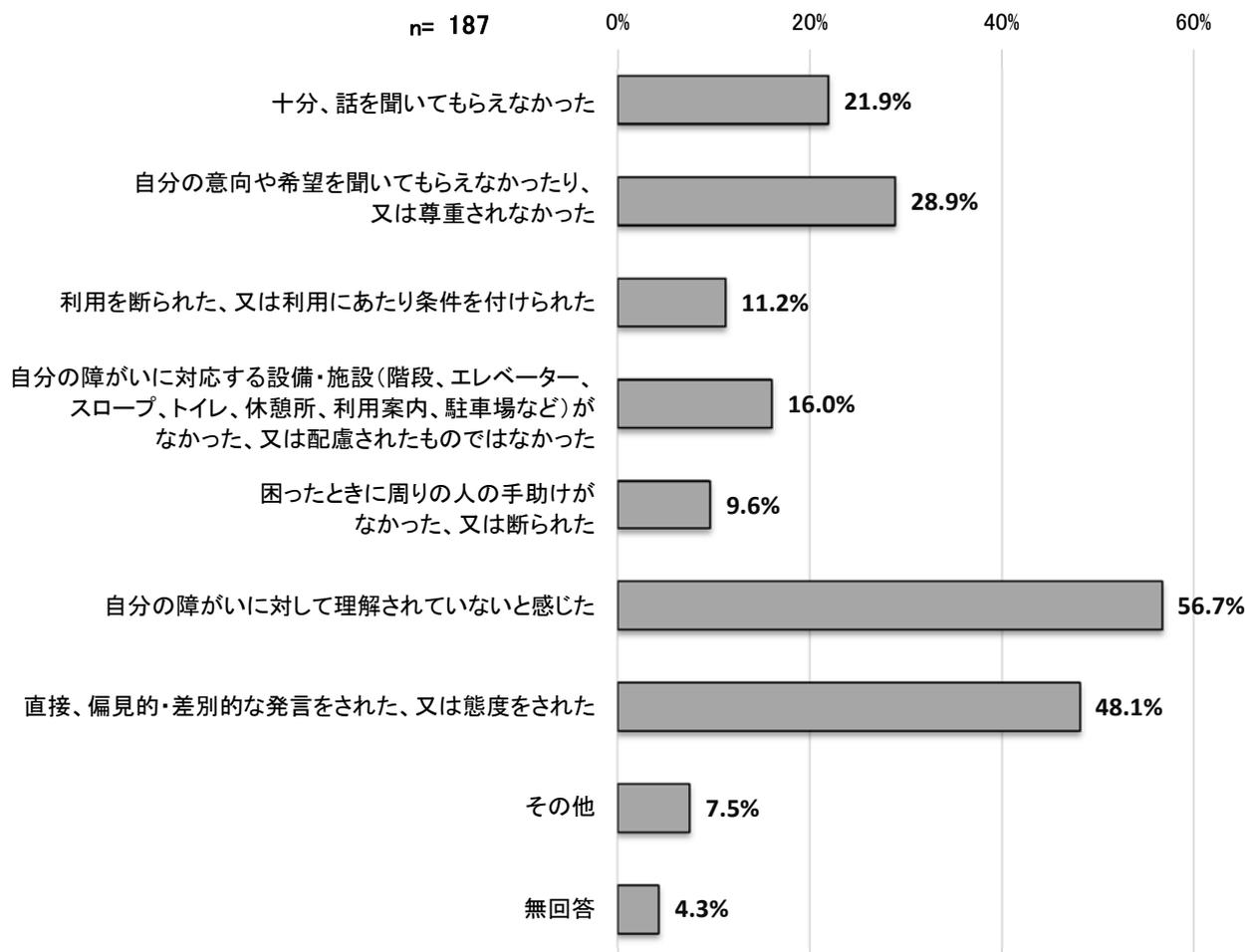


■ 差別やいやな思いは、どのような時に感じたかについて

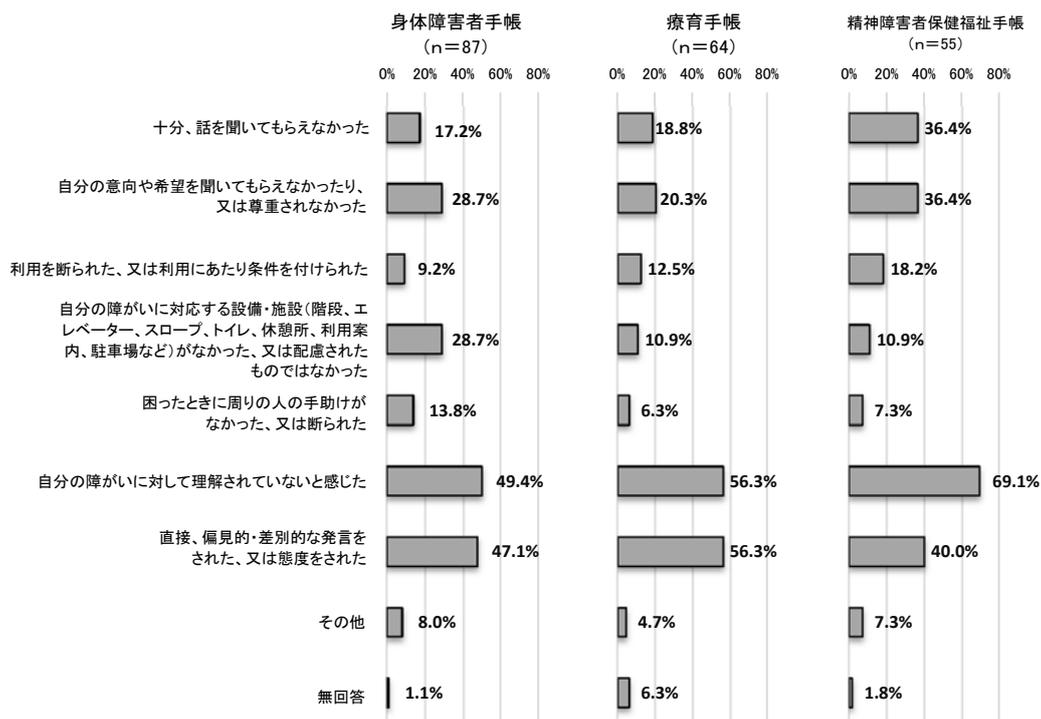
差別等について「ある」と回答した人への質問で、どのような時に感じたかについては、「自分の障がいに対して理解されていないと感じた」が56.7%と最も高く、次いで「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」が48.1%となっています。

所持手帳別にみると、いずれにおいても「自分の障がいに対して理解されていないと感じた」が最も高く、次いで「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」となっており、同じ傾向が見られました。

【全体】



【所持手帳別】



課題等

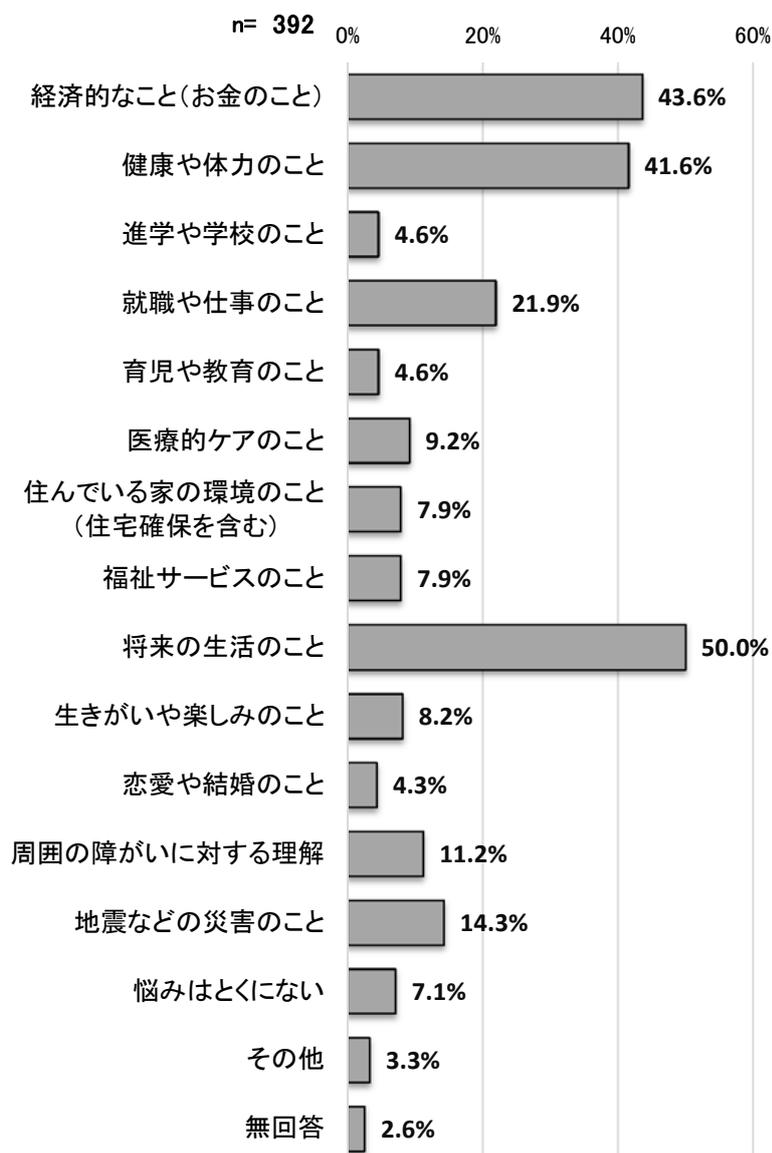
- ・全体の47.7%の人が差別を受けたり、いやな思いをしたことがあると回答しています。
- ・周囲の偏見や配慮不足については、障がいへの理解不足が原因の一つと考えられます。理解不足解消のために、啓発や教育、交流の充実が課題といえます。

ウ 悩み事、困り事について

■ 現在の悩みについて

現在の悩み事については、上位から「将来の生活のこと」50.0%、「経済的なこと（お金のこと）」43.6%、「健康や体力のこと」41.6%となっています。

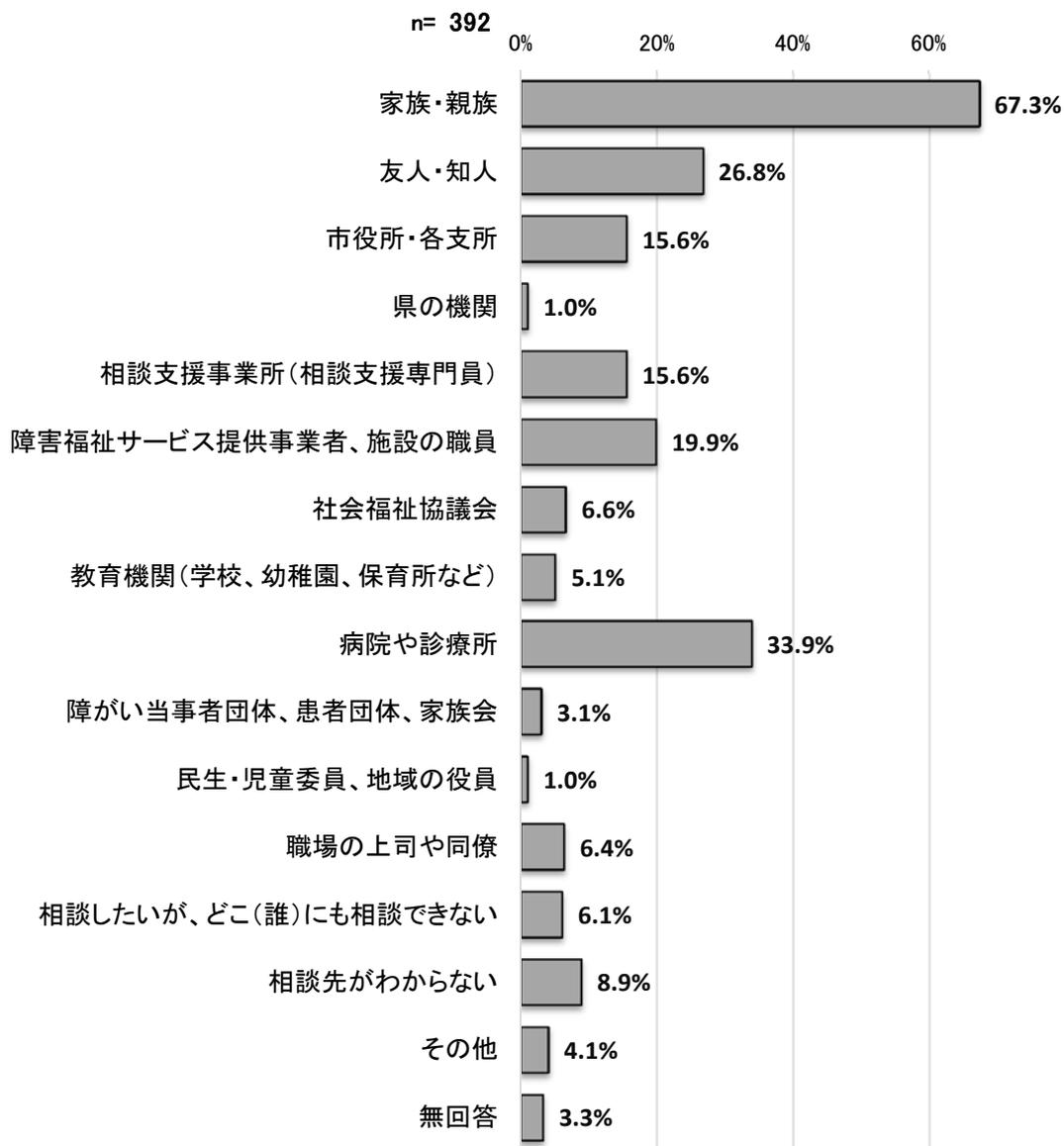
【全体】



■ 悩み事、困り事の相談先について

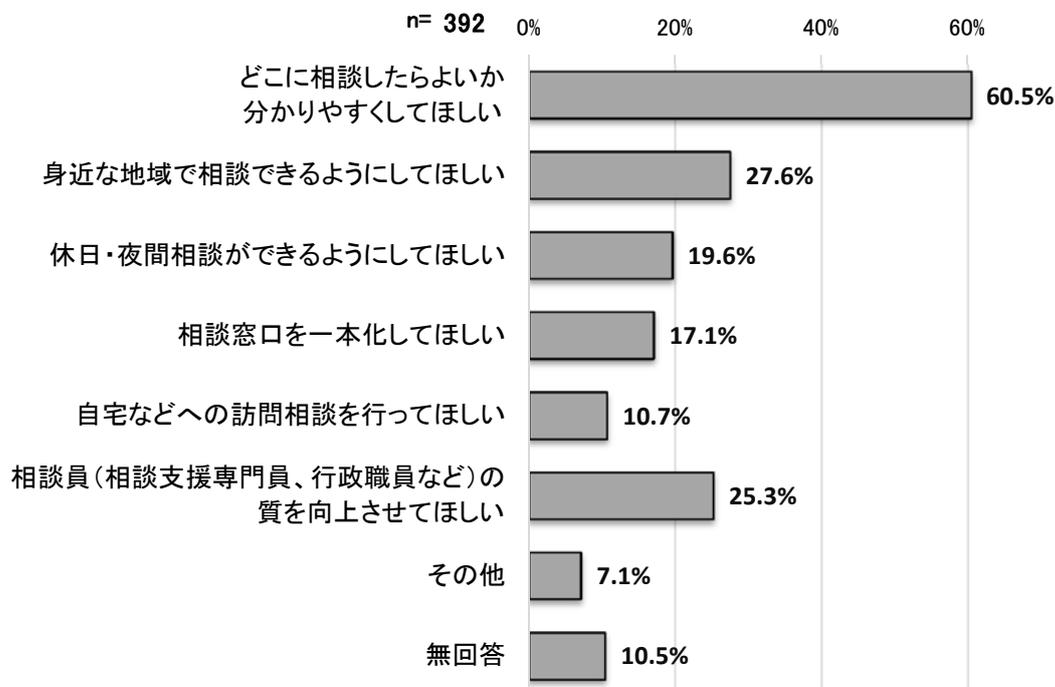
困りごとの相談先については、上位から「家族・親族」67.3%、「病院や診療所」33.9%、「友人・知人」26.8%となっています。

【全体】



■ 相談支援体制への希望について

相談支援体制への希望について、全体では「どこに相談したらよいかわかりやすくしてほしい」が60.5%と最も高く、次いで「身近な地域で相談できるようにしてほしい」が27.6%、「相談員（相談支援専門員、行政職員など）の質を向上させてほしい」が25.3%となっています。



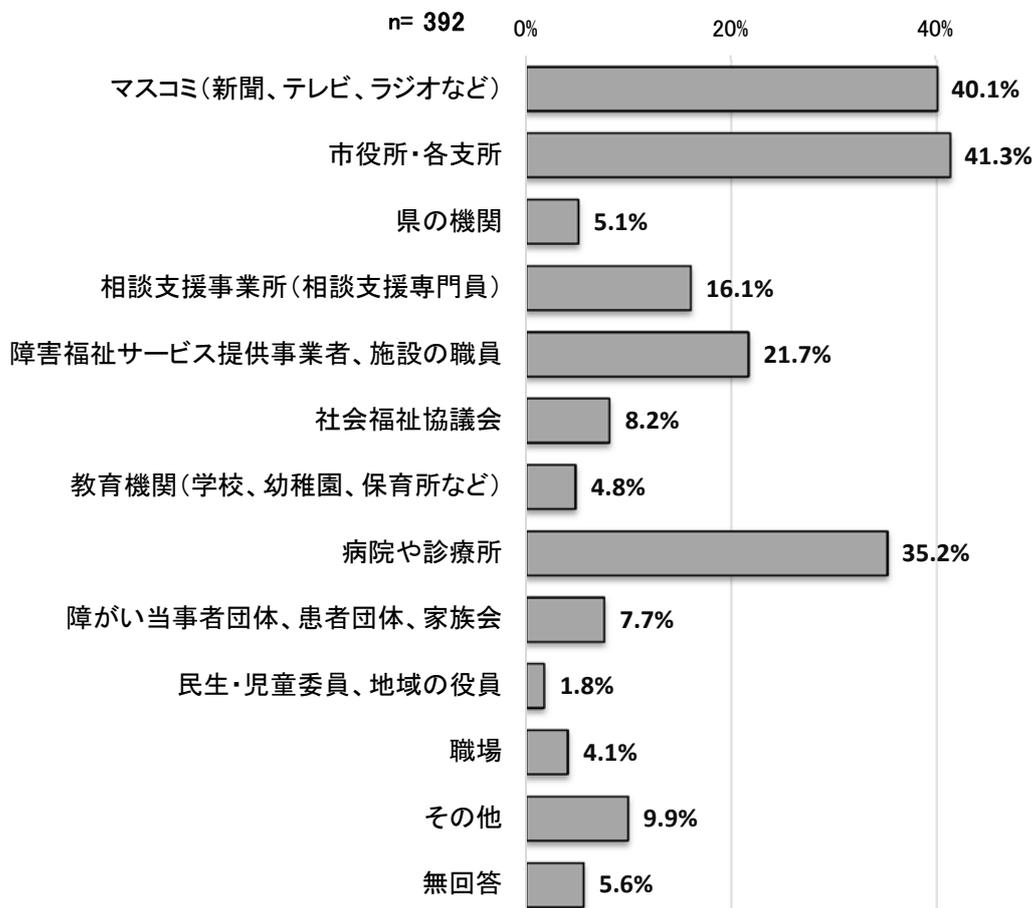
課題等

- ・困りごとの相談先で、家族・親族の割合が高くなっています。障がいのある本人だけでなく、家族等への相談支援体制の充実が課題といえます。
- ・相談支援体制への希望で、どこに相談したらよいかわかりやすくしてほしいと回答した人が多くなっています。わかりやすい体制づくりと周知が課題といえます。

エ 情報提供・取得方法について

■ 日頃必要としている生活や福祉に関する情報の発信元について

生活や福祉に関する情報の発信元について、全体では上位から「市役所・各支所」41.3%、「マスコミ（新聞、テレビ、ラジオなど）」40.1%、「病院や診療所」35.2%となっています。



■ 情報の取得方法について

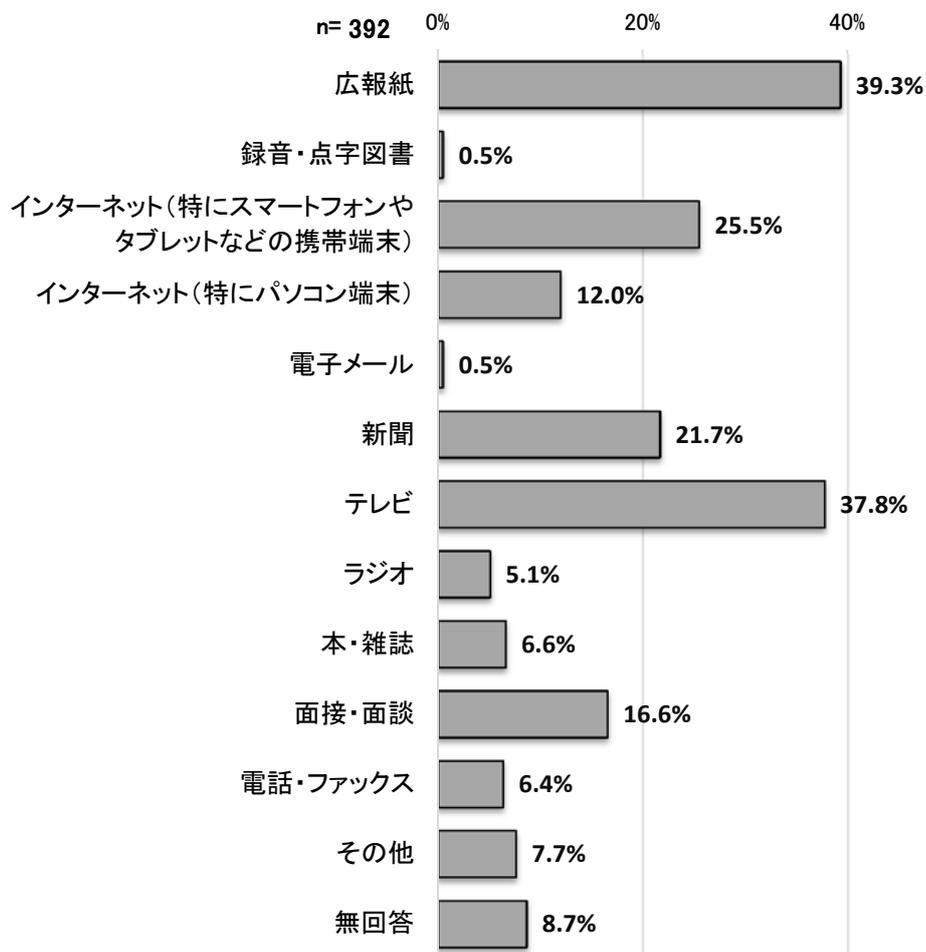
生活や福祉に関する情報の取得方法について、全体では上位から「広報紙」39.3%、「テレビ」37.8%、「インターネット（特にスマートフォンやタブレットなどの携帯端末）」25.5%となっています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「広報紙」44.4%、「テレビ」38.1%、「インターネット（特にスマートフォンやタブレットなどの携帯端末）」25.9%となっています。療育手帳所持者では上位から「テレビ」35.0%、「広報誌」と「インターネット（特にスマートフォンやタブレットなどの携帯端末）」がともに26.6%、「面談・面接」22.4%となっています。

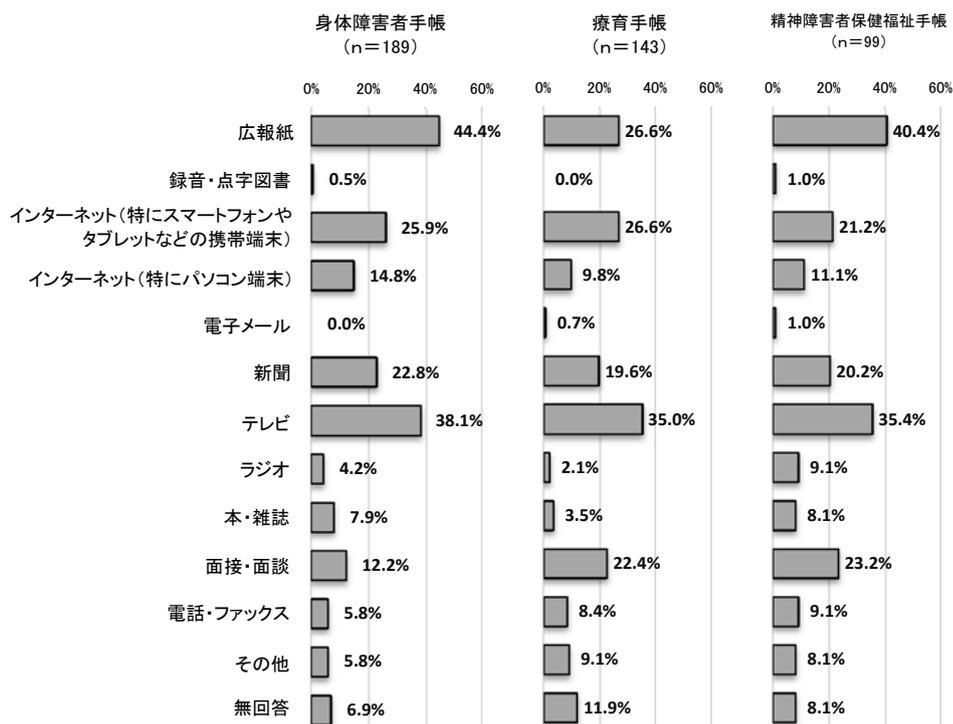
精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「広報紙」40.4%、「テレビ」35.4%、「面談・面接」23.2%となっています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において、「面談・面接」が上位に入っています。

【全体】



【所持手帳別】



課題等

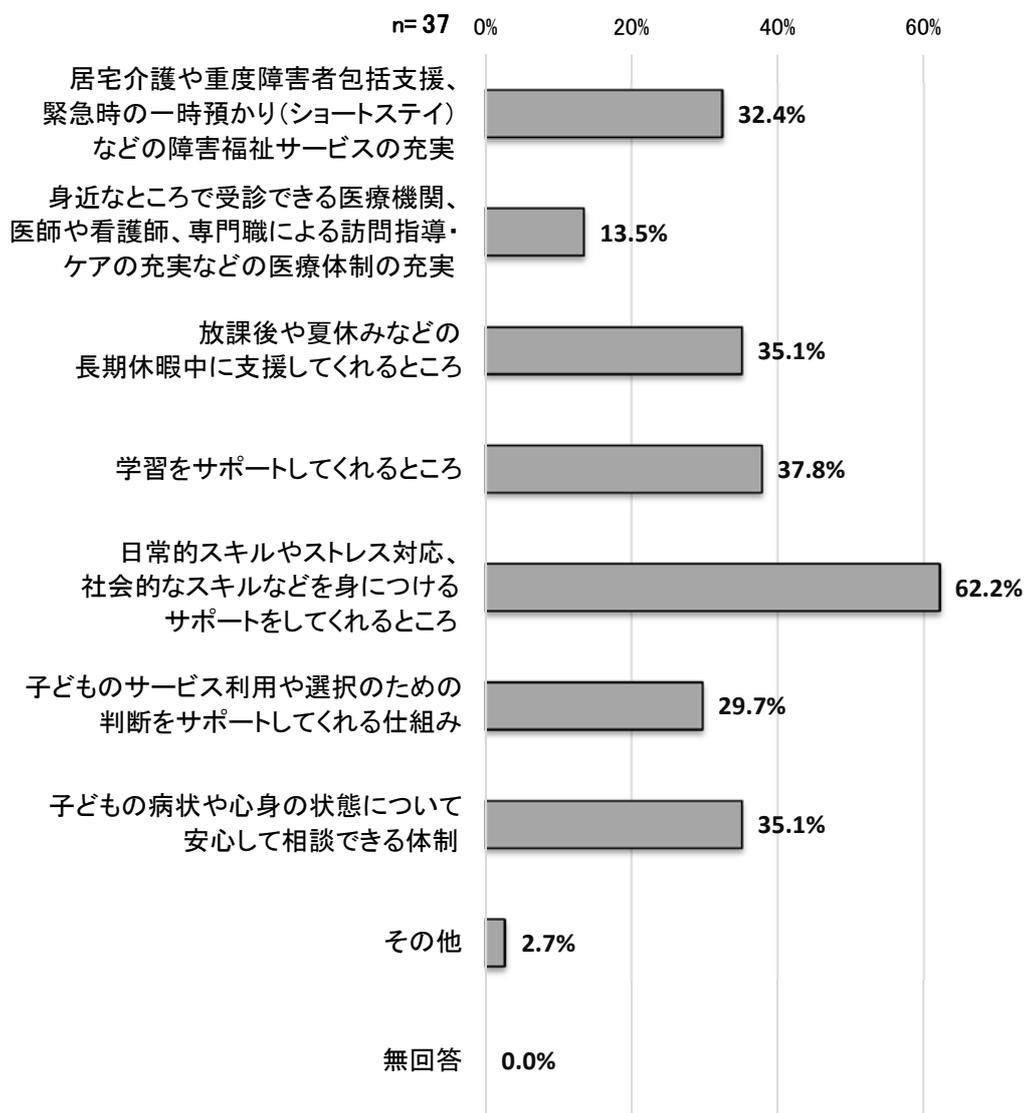
- ・必要としている情報の発信元では、市役所・各支所の割合が高く、取得方法では、広報紙の割合が高くなっています。市からの広報紙等によるわかりやすい情報発信が求められています。
- ・情報の取得方法では、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において、面談・面接が上位に入っています。情報を発信する際には、それぞれの障がい特性に応じた配慮を行うことが重要となります。

オ 療育・保育・教育について

■ 充実してほしい保健・医療・福祉サービスについて

今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスについては、上位から「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」62.2%、「学習をサポートしてくれるところ」37.8%、「放課後や夏休みなどの長期休暇中に支援してくれるところ」と「子どもの病状や心身の状態について安心して相談できる体制」がともに35.1%となっています。

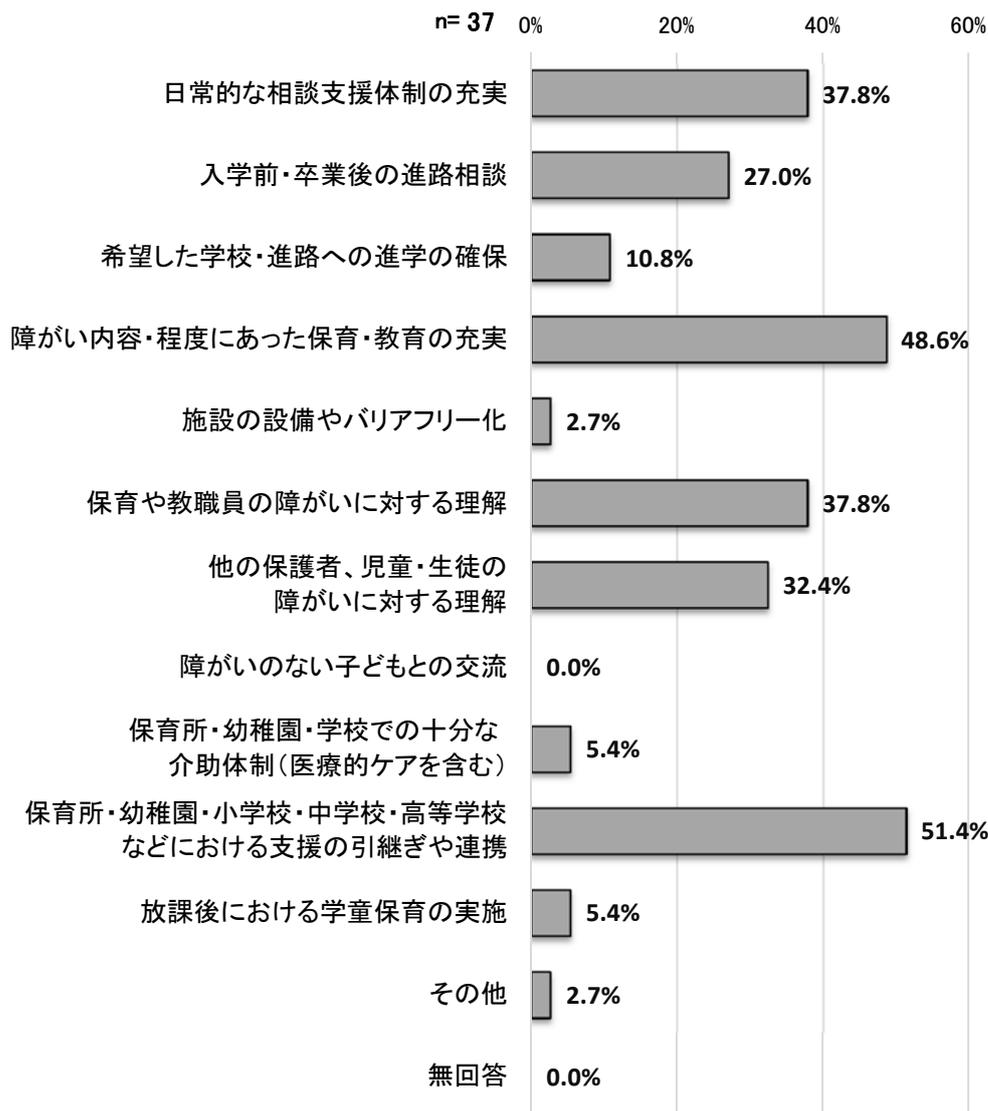
【全体】



■ 保育・教育環境への希望について

保育・教育環境で今後希望することについては、上位から「保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などにおける支援の引継ぎや連携」51.4%、「障がい内容・程度にあった保育・教育の充実」48.6%、「日常的な相談支援体制の充実」と「保育や教職員の障がいに対する理解」がともに37.8%となっています。

【全体】



課題等

- ・ 保育や教育の充実のためには、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などにおける支援の引継ぎや連携が課題といえます。
- ・ 学校のハード面及びソフト面での障がいへの理解と対応が求められています。

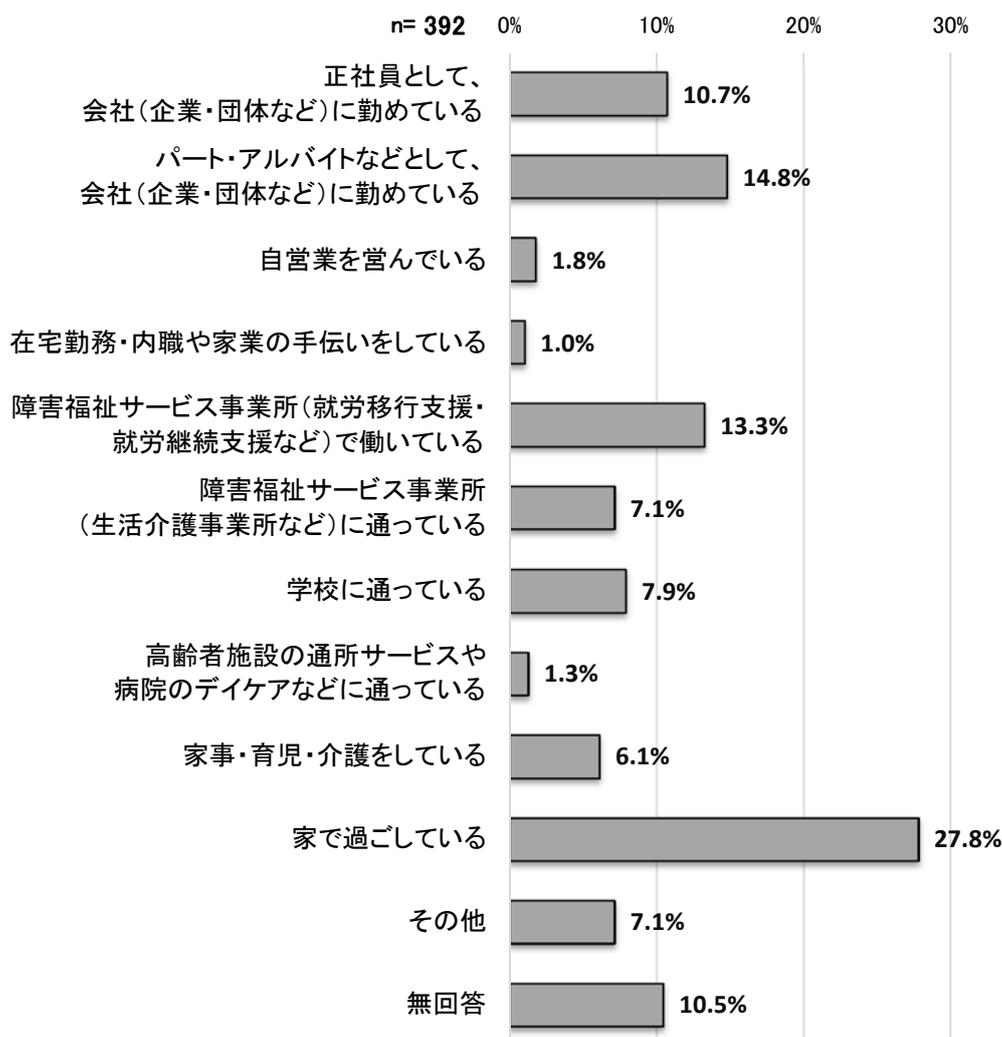
カ 就労について

■ 日中の過ごし方について

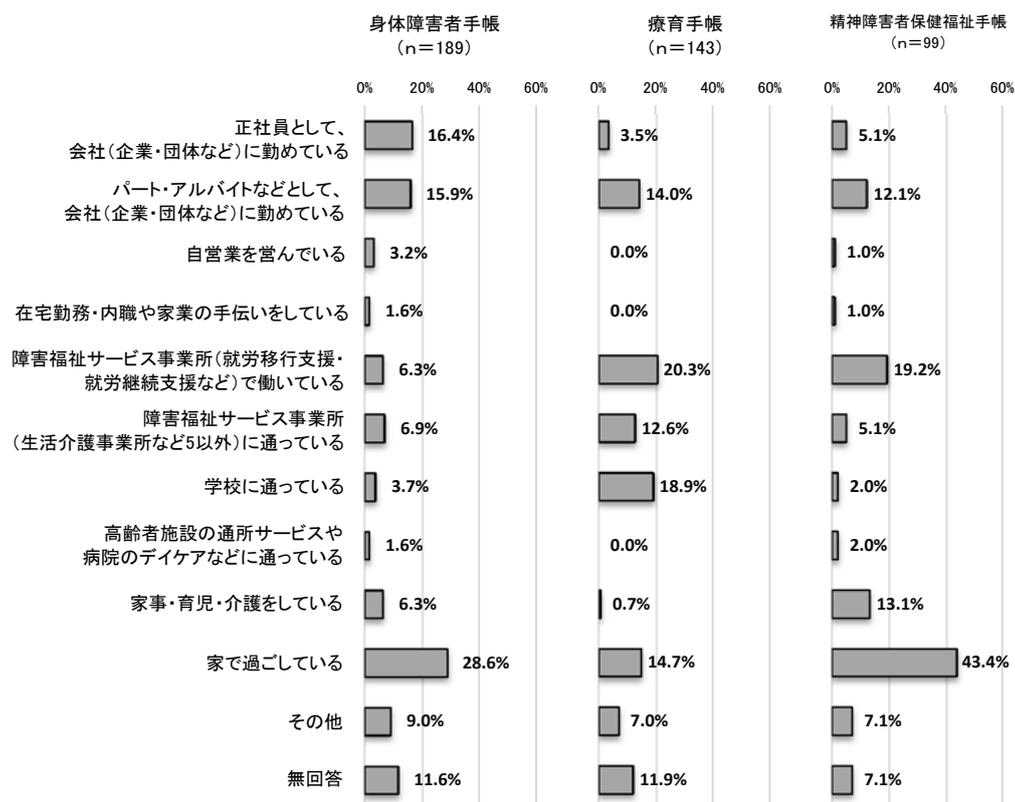
日中の生活について、全体では上位から「家で過ごしている」27.8%、「パート・アルバイトなどとして、会社（企業・団体など）に勤めている」14.8%、「障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援など）で働いている」13.3%となっています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「家で過ごしている」28.6%、「正社員として、会社（企業・団体など）に勤めている」16.4%、「パート・アルバイトなどとして、会社（企業・団体など）に勤めている」15.9%となっています。療育手帳所持者では上位から「障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援など）で働いている」20.3%、「学校に通っている」18.9%、「家で過ごしている」14.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「家で過ごしている」43.4%、「障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援など）で働いている」19.2%、「家事・育児・介護をしている」13.1%となっています。

【全体】



【所持手帳別】

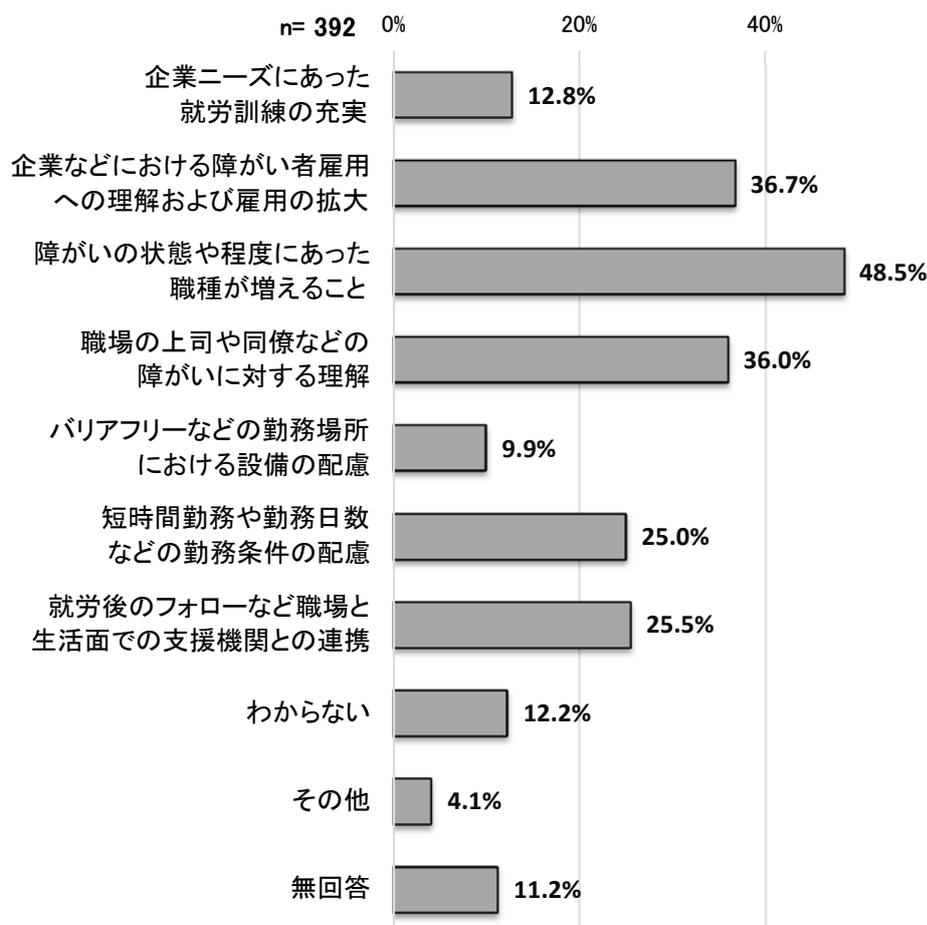


■ 必要な就労支援について

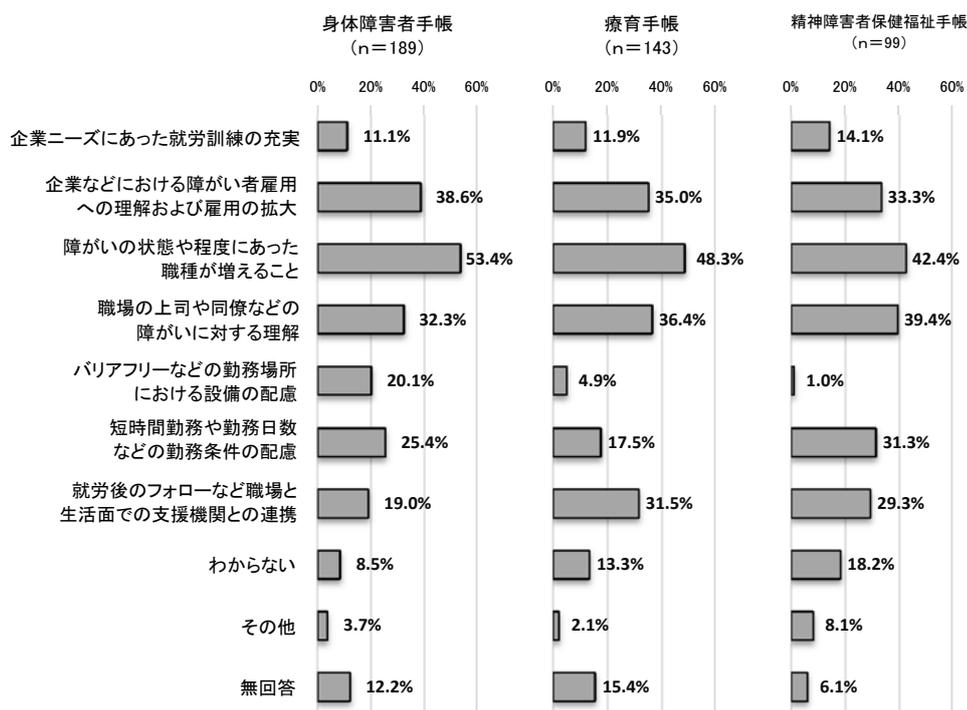
障がい者の就労支援に必要なことについて、全体では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」48.5%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」36.7%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」36.0%となっています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」53.4%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」38.6%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」32.3%となっています。療育手帳所持者では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」48.3%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」36.4%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」35.0%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「障がいの状態や程度にあった職種が増えること」42.4%、「職場の上司や同僚などの障がいに対する理解」39.4%、「企業などにおける障がい者雇用への理解及び雇用の拡大」33.3%となっています。

【全体】



【所持手帳別】



課題等

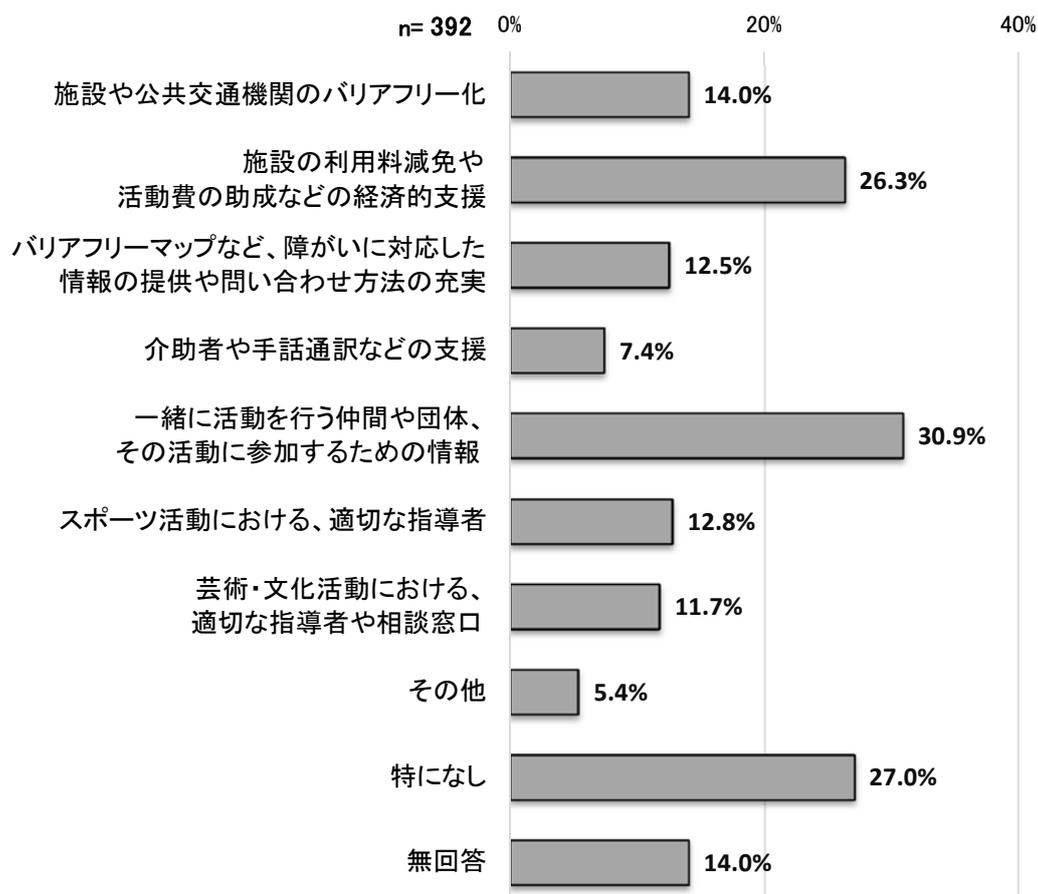
- ・就労支援に必要なこととして、障がいの状態や程度にあった職種が増えることという回答が最も多くなっています。障がいの状態や程度に応じた幅広い職種の確保や企業側の柔軟な受け入れ体制の整備が課題といえます。
- ・企業や職場の人に障がいへの理解を求める回答も多くなっています。企業や職場の人のより深い理解が求められます。

キ 社会参加について

■ どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなるかについて

どうすれば、社会活動に参加しやすくなるかについては、上位から「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」30.9%、「特になし」27.0%、「施設の利用料減免や活動費の助成などの経済的支援」26.3%となっています。

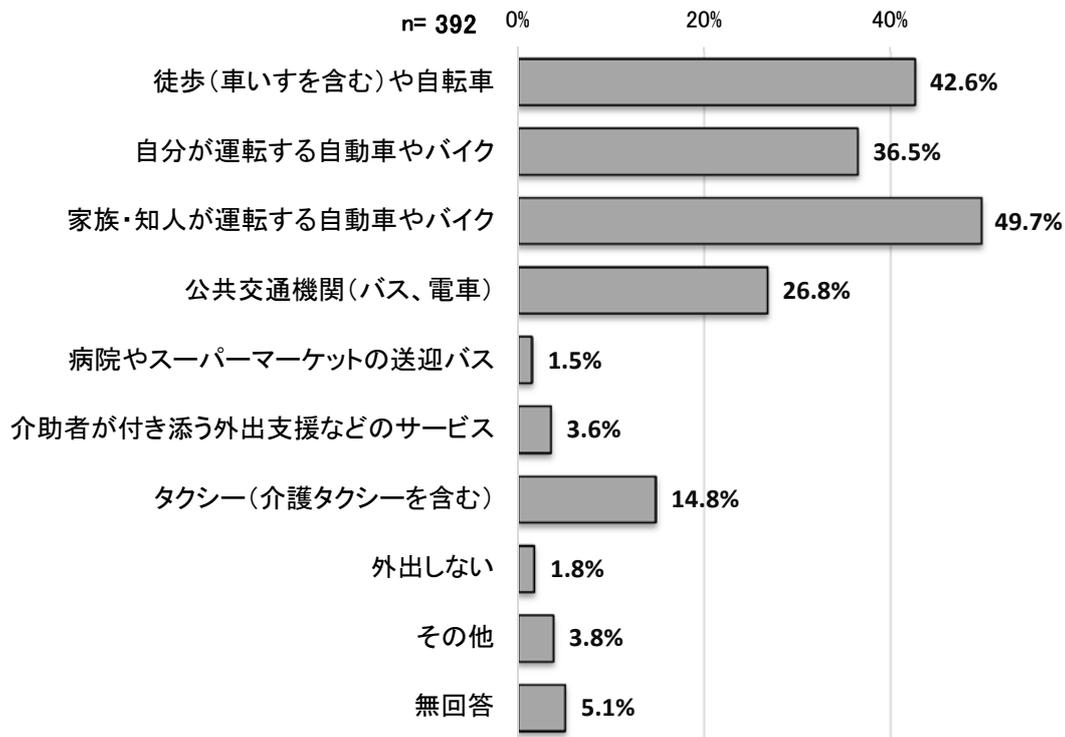
【全体】



■ 外出時の移動手段について

移動手段については、上位から「家族・知人が運転する自動車やバイク」49.7%、「徒歩（車いすを含む）や自転車」42.6%、「自分が運転する自動車やバイク」36.5%となっています。

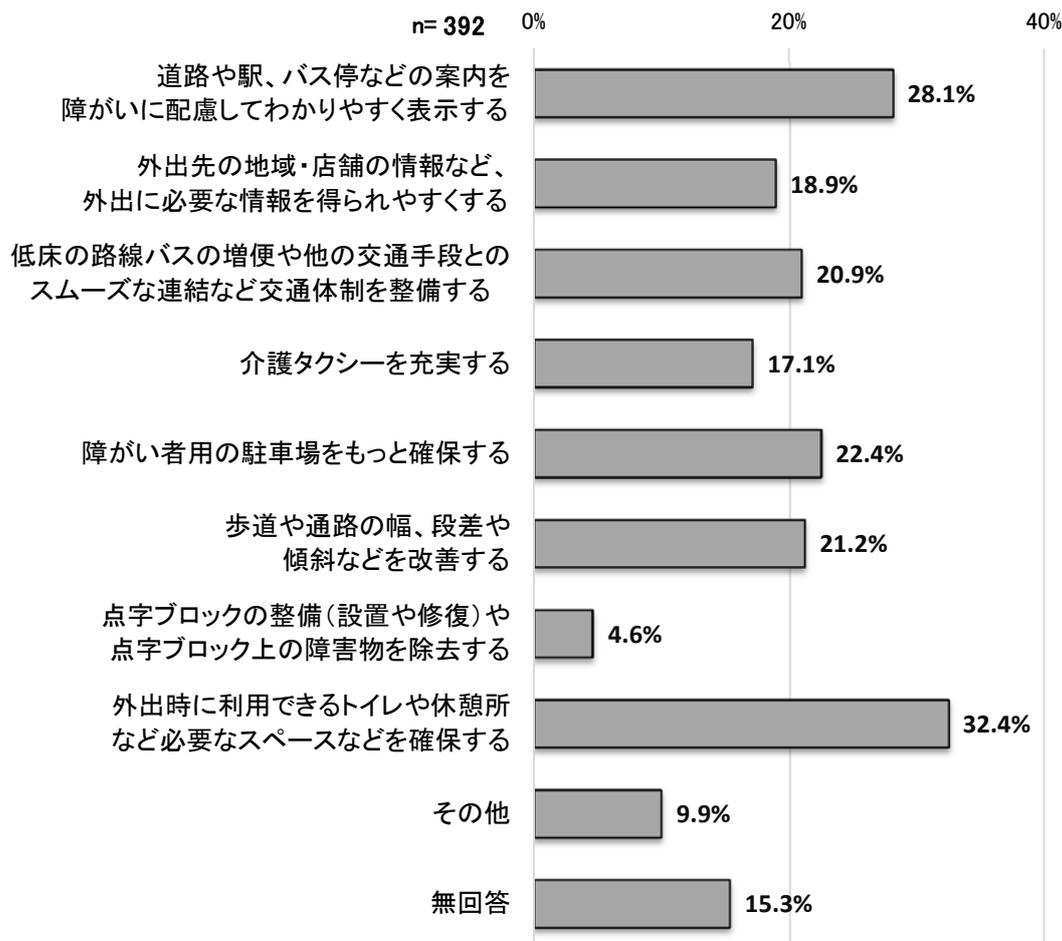
【全体】



■ 街中の施設等でどのようにすれば外出しやすくなるかについて

外出しやすくなるために必要なことについては、上位から「外出時に利用できるトイレや休憩所など必要なスペースなどを確保する」32.4%、「道路や駅、バス停などの案内を障がいに配慮してわかりやすく表示する」28.1%、「障がい者用の駐車場をもっと確保する」22.4%となっています。

【全体】



課題等

- ・社会参加促進のためには、情報の提供、仲間づくりや経済的な支援が必要となります。
- ・現状、自家用車の利用の割合が高いが、市街地、島しょ部、山間部等の地理的条件が多様な本市においては、適切な移動手段の確保が課題といえます。
- ・障がいのある人が不便なく外出するために、道路や駅等でのわかりやすい表示、利用しやすいトイレや休憩所の整備、障がい者用の駐車場の確保が必要です。

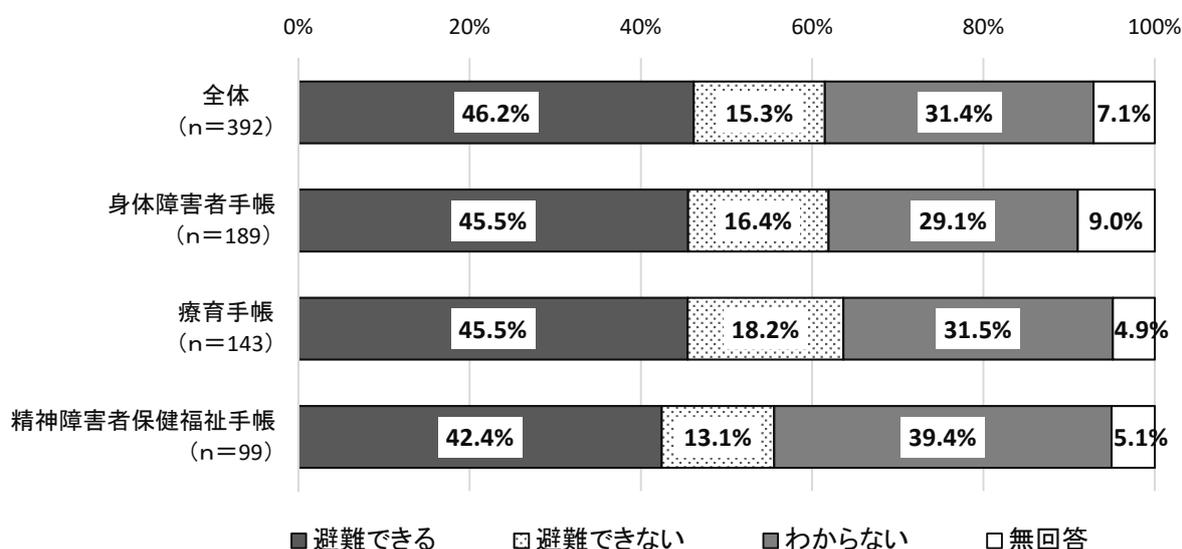
ク 災害対策について

■ 災害時の避難について

安全に避難できる環境にあるかについて、全体では「避難できる」46.2%、「避難できない」15.3%、「わからない」31.4%となっています。

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では「避難できる」45.5%、「避難できない」16.4%、「わからない」29.1%となっています。療育手帳所持者では「避難できる」45.5%、「避難できない」18.2%、「わからない」31.5%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難できる」42.4%、「避難できない」13.1%、「わからない」39.4%となっています。

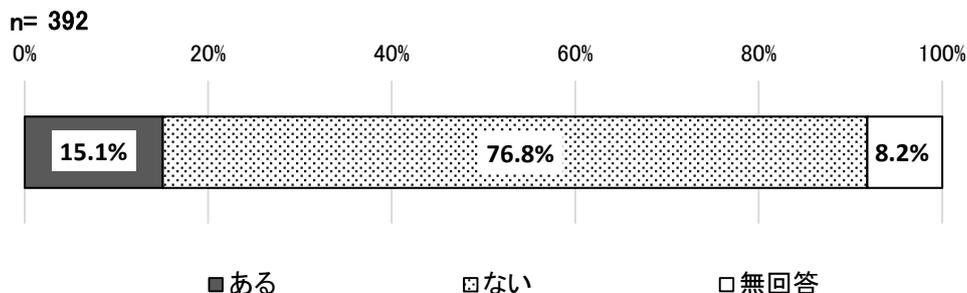
【全体・所持手帳別】



■ 避難訓練への参加の有無について

避難訓練への参加の有無については、「ある」15.1%、「ない」76.8%となっています。

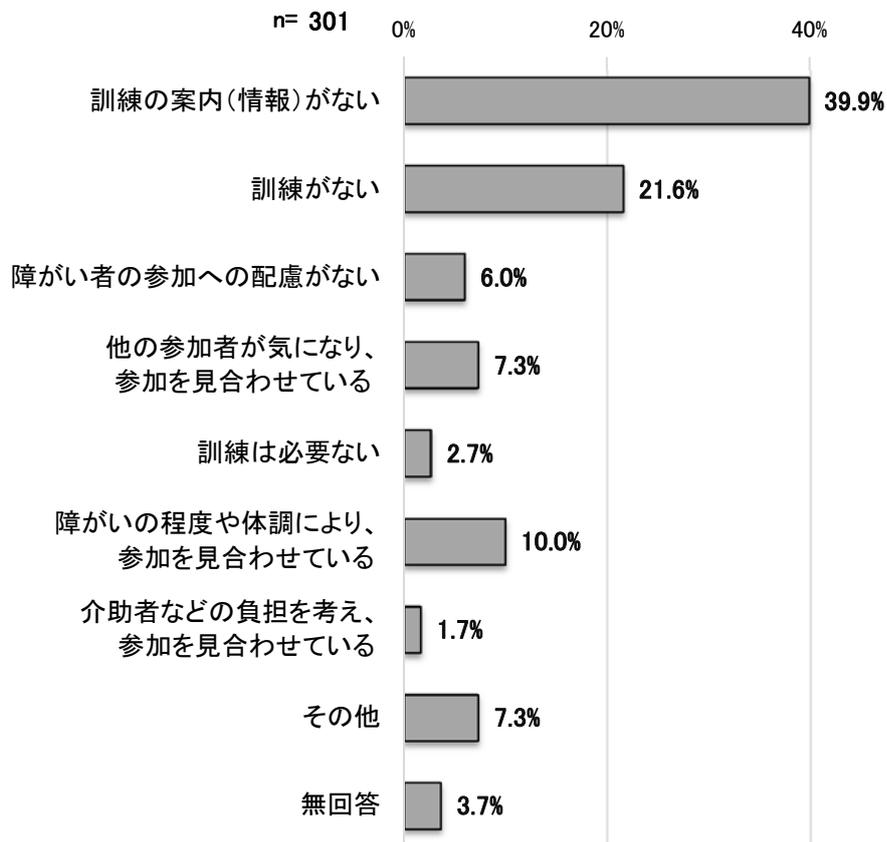
【全体】



■ 避難訓練に参加したことがない理由について

訓練に参加したことがないと回答した人への質問で、参加したことがない理由については、「訓練の案内（情報）がない」が39.9%と最も高く、次いで「訓練がない」が21.6%となっています。

【全体】



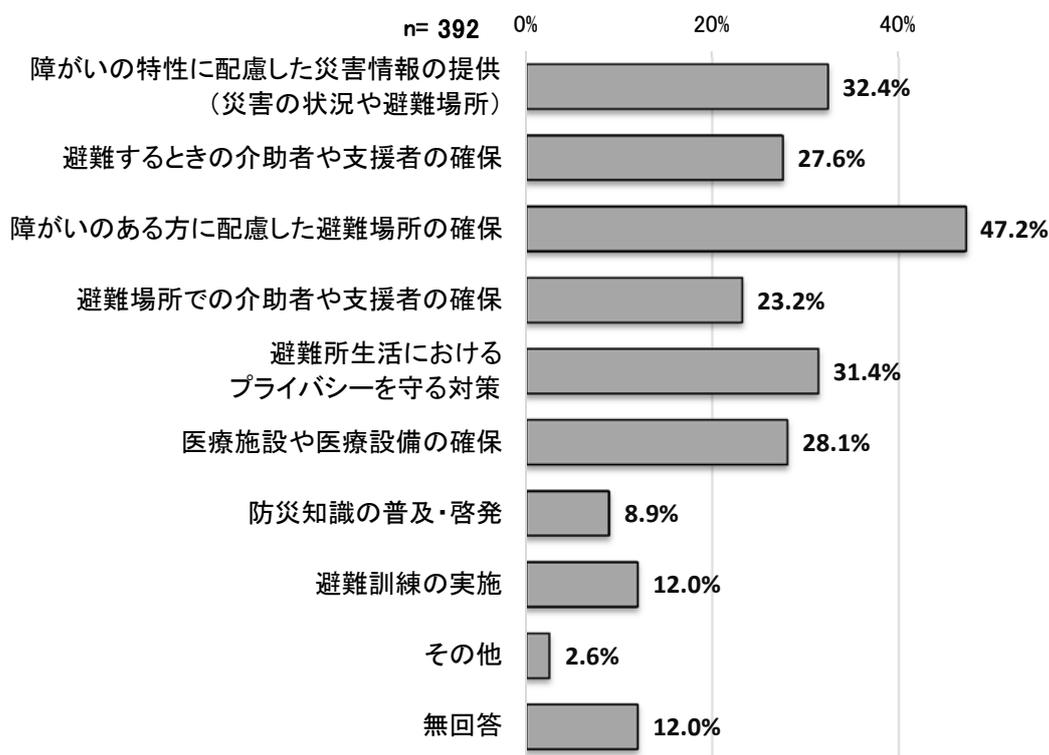
■ 災害時に備えて必要な対策について

災害時に備えて必要な対策について、全体では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」47.2%、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」32.4%、「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」31.4%となっています。

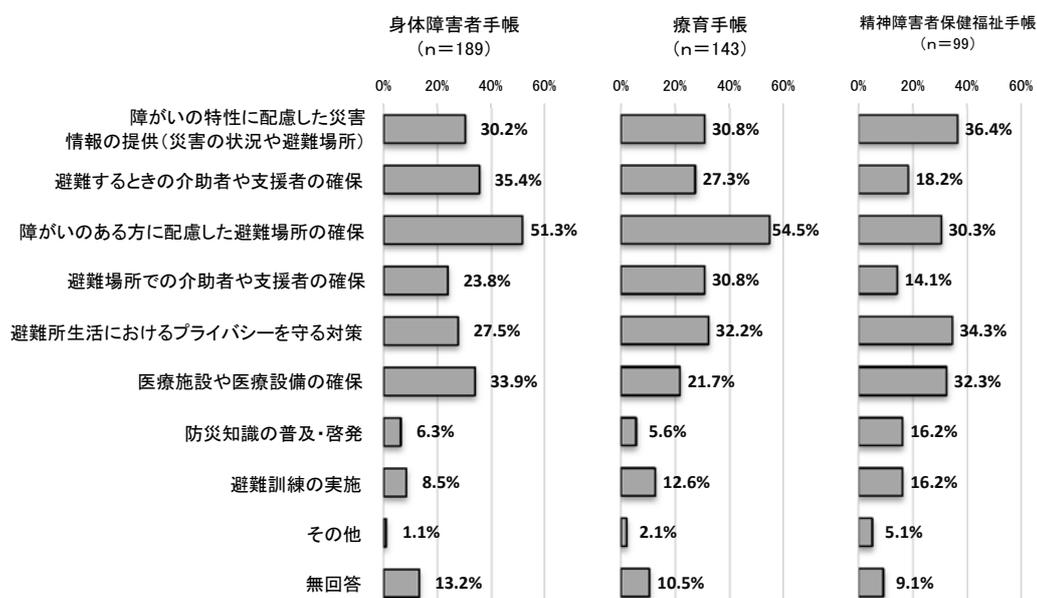
所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」51.3%、「避難するときの介助者や支援者の確保」35.4%、「医療施設や医療設備の確保」33.9%となっています。療育手帳所持者では上位から「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」54.5%、「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」32.2%、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」と「避難所での介助者や支援者の確保」がともに30.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では上位から「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」36.4%、「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」34.3%、「医療施設や医療設備の確保」32.3%となっています。

【全体】



【所持手帳別】



課題等

- ・訓練への参加率向上が課題といえます。
- ・訓練等の情報の周知、周りの人の障がいへの理解により参加しやすい環境をつくることが重要です。
- ・障がいのある人に配慮した避難場所の確保と、理解しやすい災害情報の提供が課題といえます。

5 一般市民向けアンケート調査

(1) 調査概要

- ・調査の時期：令和元年9月2日～9月20日
- ・調査対象者：18歳以上の一般市民
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：郵送により調査票を配布・回収
- ・配布数：500件、回収数：216件（回収率43.2%）

【留意点】

- ・グラフは原則として回答者の割合（百分率）で表現しています。
- ・グラフ及び表中のn（number of case）は、割合算出の母数を示しています。
- ・割合による集計では、回答者数を100.0%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答の場合、割合の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果概要

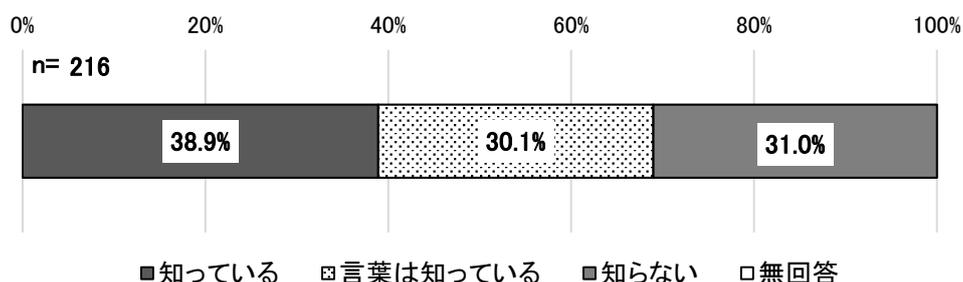
ア 「共生社会」について

■ 「共生社会」という言葉の認知度について

「共生社会」の認知度については、上位から「知っている」38.9%、「知らない」31.0%、「言葉は知っている」30.1%となっています。

「知っている」と「言葉は知っている」の合計が69.0%となっています。

【全体】

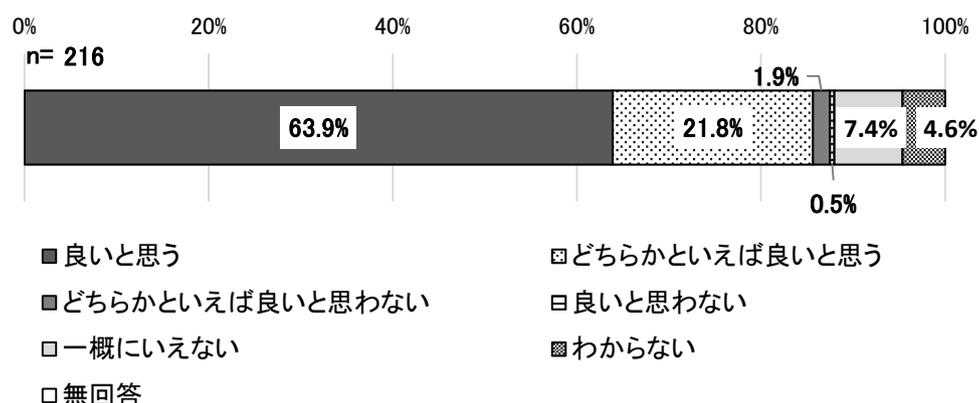


■ 今治市が「共生社会」の推進を行うことをどう思うかについて

「良いと思う」が63.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば良いと思う」が21.8%となっています。

「良いと思う」と「どちらかといえば良いと思う」の合計が85.7%であり、「良いと思わない」と「どちらかといえば良いと思わない」の合計は2.4%にとどまっています。

【全体】

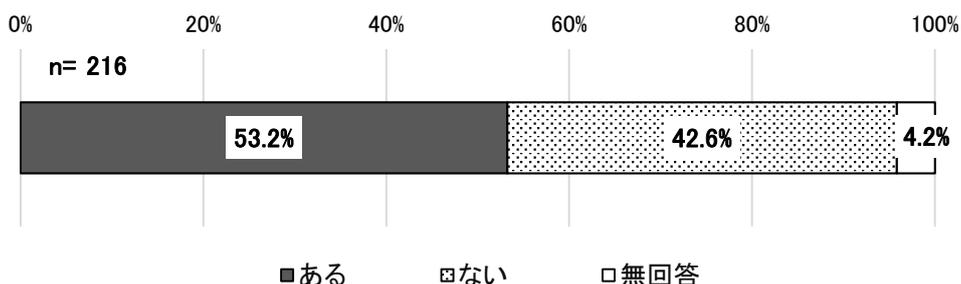


■ 障がいのある人と気軽に接したり、手助けをしたことがあるかについて

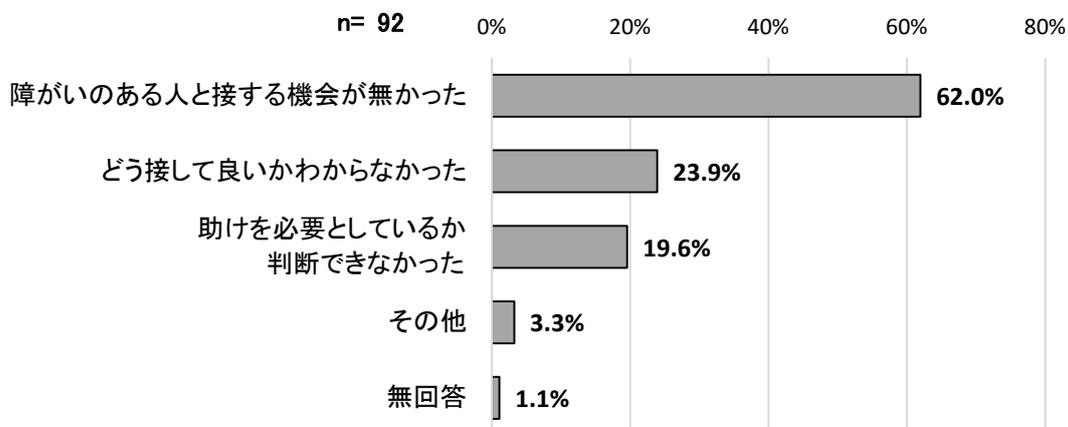
障がいのある人と気軽に接したり、手助けをしたことがあるかについては、「ある」が53.2%、「ない」が42.6%となっており、半数以上が「ある」と回答しています。

また、気軽に接したり、手助けをしたことがない理由については、「障がいのある人と接する機会がなかった」が62.0%と最も高く、次いで「どう接して良いかわからなかった」が23.9%、「助けを必要としているか判断できなかった」が19.6%となっています。

【気軽に接したり、手助けをしたことがあるか（全体）】



【気軽に接したり、手助けをしたことがない理由（全体）】

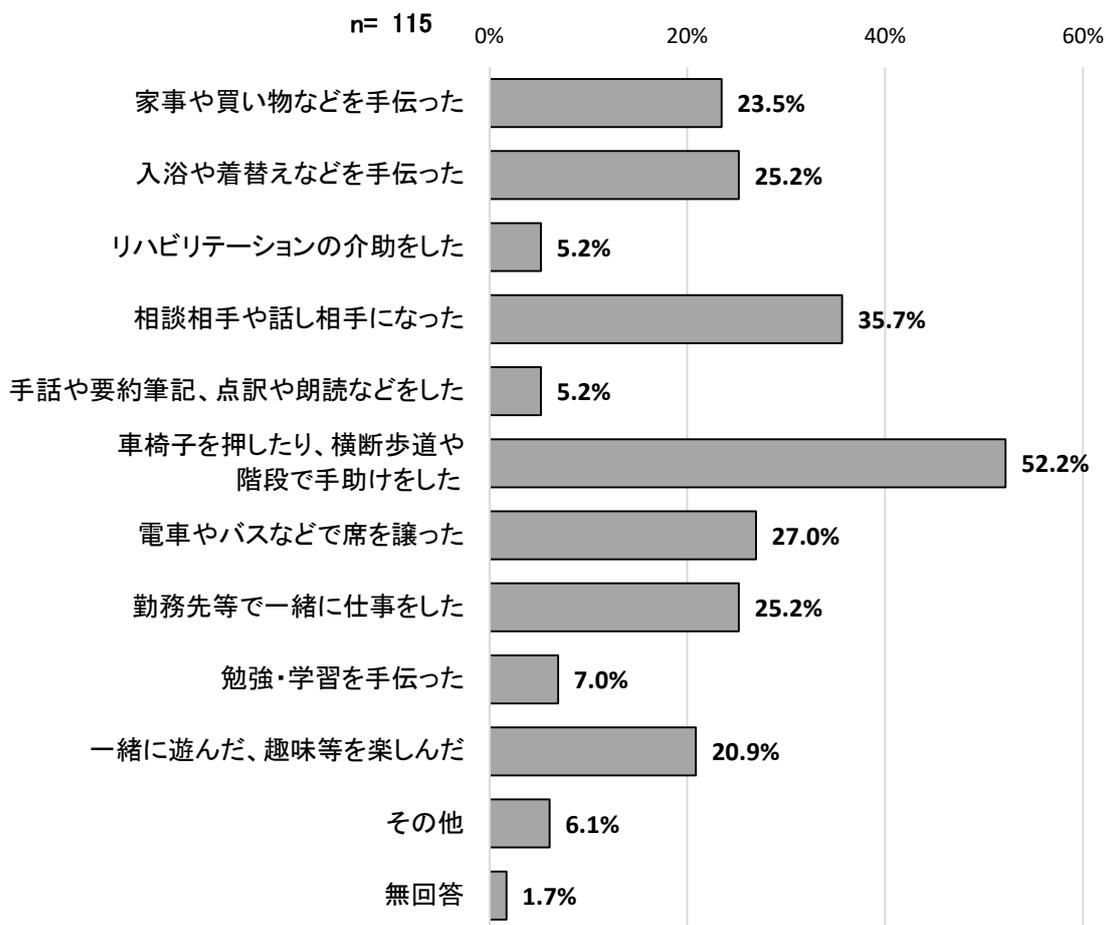


■ 障がいのある人とどのように接したり、手助けをしたかについて

障がいのある人に対してどのように接したり、手助けをしたかについては、上位から「車椅子を押したり、横断歩道や階段で手助けをした」52.2%、「相談相手や話し相手になった」35.7%、「電車やバスなどで席を譲った」27.0%となっています。

「車椅子を押したり、横断歩道や階段で手助けをした」といった手助けの方法がわかりやすいものや、身近にできる「相談相手や話し相手になった」の割合が高くなっています。

【全体】



課題等

- ・本市が「共生社会」を推進することについて、80%以上の方が良いことと考えています。
- ・障がいのある人に対して、手助けしなければならないと思うという回答が多い一方で、どのように接すれば良いかわからないという回答が多くなっています。一般の人の障がいへの理解が課題といえます。

6 その他アンケート調査、ヒアリング調査

(1) その他アンケート調査の概要

ア 放課後等デイサービス利用者（保護者）向けアンケート調査

- ・調査の時期：令和元年9月2日～9月20日
- ・調査対象者：市内放課後等デイサービス利用者の保護者
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：放課後等デイサービス事業所を通じて配布・回収
- ・配布数：60件、回収数：34件（回収率56.7%）

イ 事業所（企業）を対象とした障がい者の雇用等に関するアンケート調査

- ・調査の時期：令和元年9月2日～9月20日
- ・調査対象者：市内の従業者20人以上の事業所（企業）
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：郵送により調査票を配布・回収
- ・配布数：30件、回収数：22件（回収率73.3%）

(2) ヒアリング調査の概要

ア 障がい者団体ヒアリング調査

・調査方法

対象団体に事前に調査票を配布し、ヒアリングの当日に代表の方に会場に来ていただき、調査票の記入内容を中心にお話を伺いました。

・調査団体等

令和元年9月9日から9月27日にかけて、今治市障がい者団体連合会に加盟している障がい者団体にヒアリング調査を実施しました。

今治市障がい者団体連合会加盟団体
今治市身体障がい者福祉会
今治市視覚障がい者協会
今治市・越智郡聴覚障害者協会
今治市手をつなぐ育成会
今治市肢体不自由児（者）父母の会
今治市内部障害者団体協議会
来島家族の会
今治市朝倉身体障がい者友愛会
今治市玉川町身体障害者福祉会
今治市波方町身体障がい者友愛会
今治市大西町身体障がい者互助会
今治市吉海町身体障がい者協会
今治市伯方町身体障害者福祉会
今治市上浦町身体障害者互助会
今治市大三島町身体障害者互助会

イ 障害福祉サービス事業者ヒアリング調査

・調査方法

対象事業者に事前に調査票を配布し、ヒアリングの当日に調査票の記入内容を中心にお話を伺いました。

・調査事業者等

令和元年10月3日から10月8日にかけて、短期入所、施設入所支援、共同生活援助のいずれかを実施している下記事業者にヒアリング調査を実施しました。

法人名
社会福祉法人 今治福祉施設協会
社会福祉法人 来島会
公益財団法人 正光会
社会福祉法人 で・ふ・か

(3) その他アンケート調査、ヒアリング調査結果の概要

地域で共に暮らしていくために必要なことについて以下のような意見をいただきました。

■ 障害福祉サービスについて

- ・介護者の高齢化や親亡き後のことを考え、共同生活援助（グループホーム）の充実、短期入所（ショートステイ）の拡充が必要。
- ・サービスの質の向上を望む。
- ・地域生活支援拠点の整備が必要。
- ・施設から地域生活へ移行した人へのサポートを充実させてほしい。
- ・相談支援機関の連携、役割分担を明確にしてほしい。

■ 生活環境について

- ・公共施設等のバリアフリー化や道路の段差解消等ハード面のバリアフリーが必要。
- ・障がいへの理解啓発や社会参加の促進等ソフト面のバリアフリーも必要。
- ・障がいの特性に応じた情報提供、コミュニケーション支援が必要。
- ・地域の訓練や講習への参加の呼びかけ、地域とのつながりを持つことが大事。
- ・医療・保健・福祉の連携が必要。
- ・住宅確保に関する支援が不足している。
- ・就労について、雇用する側に、障がいへの理解を深めてもらいたい。
- ・障がいのある人の雇用のためには、雇用する側の企業に対しても専門機関による助言等の支援が必要。
- ・成年後見制度の周知、啓発が必要。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市における障がい者福祉施策の展開を確実なものとしていくために、「基本理念」及び「基本方針」を定めます。

本市におけるまちづくりの指針となる「第2次今治市総合計画」においては、「ずっと住み続けたい“ここちいい(心地好い)”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」が将来像として掲げられています。また、障がい者施策に関する分野の施策の大綱は「健やかに安心して暮らせるまちづくり」、施策の方向は「支えあい、いきいきと暮らしていける基盤づくり」となっています。

基本理念は、「第2次今治市総合計画」との整合を図り、前計画を踏襲し、障がいの有無にかかわらず、市民のだれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

基本理念

みんなで奏で 快適に暮らせるまちづくり ~住みなれた

いまばりで 暮らせるまちへ~

2 計画の基本方針

本計画の基本理念に基づき、基本方針を定め、本計画期間中における障がい者施策を推進し、「共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

基本方針

- (1) 安心できる地域づくり
- (2) 生き生きとした暮らしづくり
- (3) みんなで支える環境づくり

(1) 安心できる地域づくり

障がいのある人や障がいのある子どもが住みなれた地域で、安心して生活するためには、相談支援体制や福祉サービスの充実、適切な時期に専門的な療育が受けられることが必要です。また、障がいの早期対応、適切な医療やリハビリテーション、精神保健、難病患者の支援、介護保険事業との連携等、保健・医療の充実も必要です。

住みなれた地域で必要なサービスや適切な医療が受けられるよう取り組みます。

(2) 生き生きとした暮らしづくり

住み慣れた地域で、生き生きとした暮らしを実現するためには、障がいの有無に関わらず、一人一人の個性が尊重され、地域でともに学び育つことが重要となります。身近な地域でライフステージに応じた教育が受けられること、学校教育の充実、生涯学習やスポーツ・レクリエーション等への参加促進に取り組みます。

また、障がいのある人が地域で生き生きと働くことは、経済的自立、就労を通じた自己実現、孤立の回避、生きがいつくりにつながります。障がいのある人の雇用促進、就労支援、経済的自立の支援等で安定した生活ができるよう取り組みます。

(3) みんなで支える環境づくり

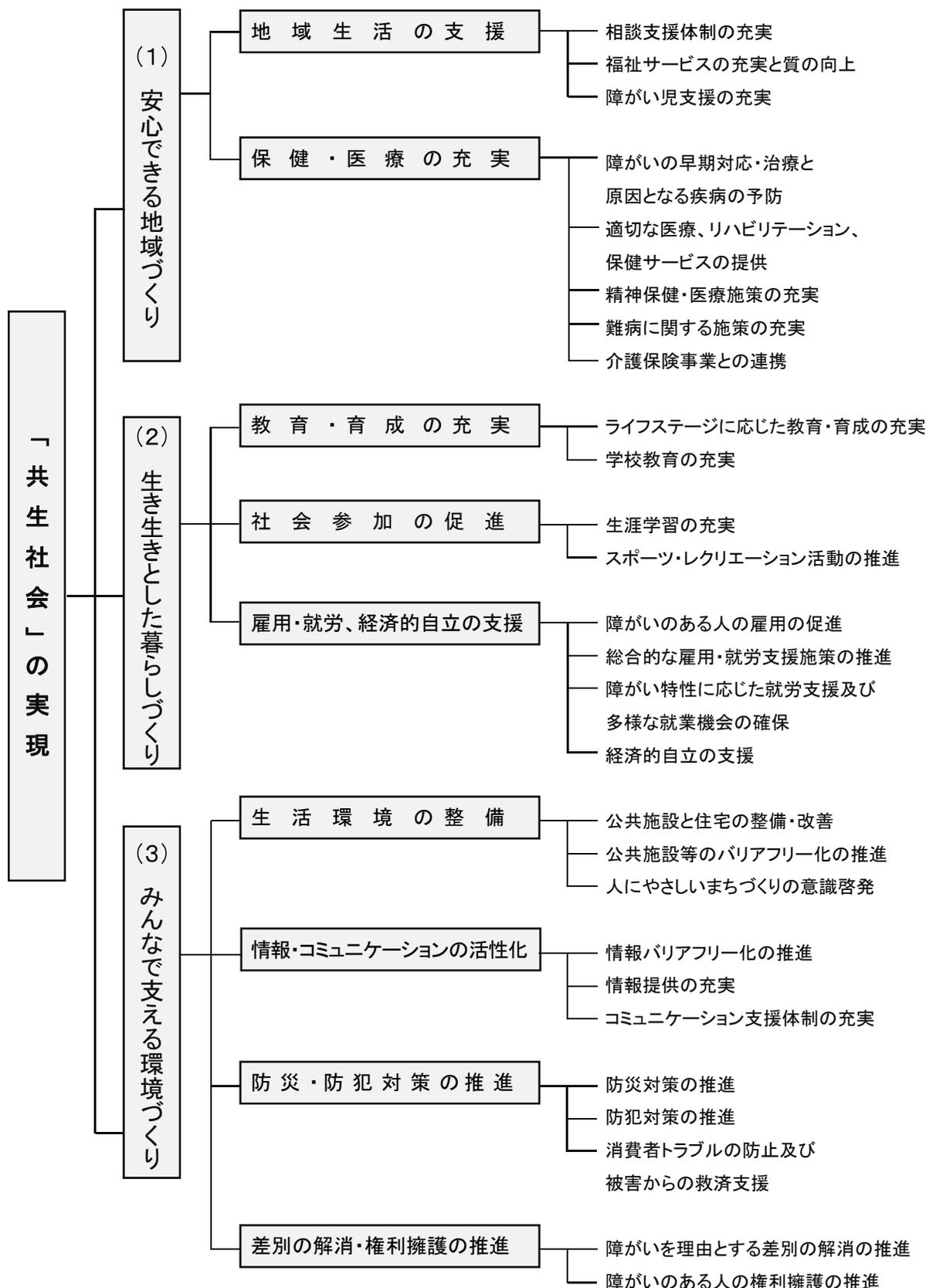
障がいのある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活空間のバリアフリー化、住宅の確保、防災・防犯面での配慮などが必要です。

また、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」を実現するためには、正しい情報の提供、障がいに対する正しい理解、障がいを理由とする差別の解消、コミュニケーションの支援、障がいのある人の権利の擁護などが必要です。ハード面のバリアフリー化の促進と、コミュニケーション支援や差別の解消などソフト面でのバリアフリー化を進め、誰もが理解し合い支え合う地域を目指します。

第4章 障がい者施策の展開

第4章 障がい者施策の展開

I 計画の基本体系



2 障がい者施策の展開

(1) 安心できる地域づくり

(1) - 1 地域生活の支援

ア 相談支援体制の充実

施策方針

障がいのある人の相談にきめ細かに対応し、必要な支援へとつなげるため、地域の相談支援体制を充実させます。また、地域の相談機関や支援機関を含む多機関と連携して、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

- ・今治市基幹相談支援センターを中心に、障がい福祉等に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ・基幹相談支援センター等に専門職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
- ・障がい者相談員、関係機関とも連携を図りながら、相談支援体制の強化に努めます。
- ・地域自立支援協議会において、地域課題を共有し、協議することで地域全体のネットワークづくりを行い、相談支援体制の充実を図ります。

イ 福祉サービスの充実と質の向上

施策方針

障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、サービスの質の向上を図ります。また、サービスを必要とする人が、必要なサービスを選択し、利用することができるよう、計画相談（ケアマネジメント）の充実を図ります。

- ・障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、訪問系サービスの充実を図ります。特に医療的ケアが必要な場合、利用できる場等が限られていることから、医療機関、サービス事業者と連携をとりながら支援の拡大に向けて取り組んでいきます。
- ・緊急時の受け入れについて、医療機関や福祉施設等と連携を図り、地域生活支援拠点として多機関が協力した支援体制の整備に努めます。
- ・障がいのある人が自ら住みたいと思う場所で暮らしていけるように、地域移行支援や地域定着支援の推進やグループホームの充実等に努めます。
- ・障がいのある人のニーズを踏まえ、効率的、効果的な地域生活支援事業の実施に努めます。
- ・障害福祉サービスの質的向上を図るため、県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や職員研修の充実を図るとともに、事業所が自主的に質の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。
- ・島しょ部においても、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、事業所の確保に努めます。
- ・学校における福祉教育の推進や中高生へ実習機会を提供することにより、福祉・介護の資格の取得や仕事に対する理解啓発に努めます。また、多様な利用者ニーズに対応できるよう、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。

ウ 障がい児支援の充実

施策方針

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人一人の障がいに応じた支援を受けられるように、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。

- ・障害児通所支援を必要とする子どもは増加しており、適切な時期に療育が受けられるよう、提供体制の充実に努めます。
- ・放課後等デイサービス、日中一時支援等、支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努めます。
- ・今治市発達支援センターにおいて、それぞれの子どもや保護者の個別の対応・相談を行い、学校や幼稚園、保育所等での効果的な保育・指導・支援の方策についての助言や就学相談等につなげます。
- ・個別の支援計画、個別の指導計画の内容をさらに充実させ、就学前から就学中、さらにその後の生活まで、一貫した支援体制の整備に努めます。

(1) - 2 保健・医療の充実

ア 障がいの早期対応・治療と原因となる疾病の予防

施策方針

母子保健や生活習慣病予防等により、障がいに対する早期の対応をはじめ、障がいの原因となる疾病の予防に取り組み、心と体の健康づくりの支援を行います。

- ・ 妊婦健康診査及び「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の充実に努めます。
- ・ 乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査を実施し、心身の障がいに対する早期の対応に努めます。
- ・ 市民の健康の保持・増進を図るため、健康づくりの取組みを進めます。
- ・ 健診・検診の受診率向上の取組を継続的に推進します。
- ・ 生活習慣病予防や疾病予防・重症化予防を進めるため、40～74歳の国民健康保険加入者に特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、未受診者への受診勧奨に努めます。

イ 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

施策方針

医療機関等との連携を強化し、地域における医療体制やリハビリテーション体制の充実を図り、保健・医療が連携した安心して暮らせる支援体制を構築します。

- ・ 常時、医療的ケアを必要としている人への訪問看護等サービスの充実に図ります。
- ・ 加齢や障がい等により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための対応の充実に努めます。
- ・ 利用者のニーズに応じて、自立訓練や余暇活動、社会参加へのきめ細かな支援を実施し、自立と社会参加を促進します。

ウ 精神保健・医療施策の充実

施策方針

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。医療機関や相談支援機関の連携強化により、精神障がいのある人の支援の充実を図ります。

- ・障害者地域活動支援センターときめきやさぎなみ園等、精神障がいを主として対象とする事業所等との連携により、相談支援体制を充実します。
- ・自殺対策やうつ病、ひきこもりなどに対する精神保健福祉の課題に対応できるよう、今治保健所・保健センターを中心に、関係機関や関係団体とのネットワークを構築し、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
- ・専門的な医療を必要とする障がいのある人・子ども、難病患者に適切に対応するため、医療機関や訪問看護ステーション等と連携を図ります。特に、精神障がいのある人の支援については、ケース会議等を通じて主治医との連携に努めます。

エ 難病に関する施策の充実

施策方針

難病患者の療養生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実し、支援体制の整備に努めます。

- ・難病患者について、個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・難病患者の生活の質の維持・向上を図るため、日常生活にかかわる相談や日常生活用具の給付等、障害福祉サービスの充実に努めます。

オ 介護保険事業との連携

施策方針

多職種参加による地域ケア会議への参加等により、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステム等、介護保険事業との連携を図ります。

- ・介護保険制度の対象となる障がいのある人について、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。
- ・障がいのある人の重症化を予防するため、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等との早期からの連携を充実します。

(2) 生き生きとした暮らしづくり

(2) - 1 教育・育成の充実

ア ライフステージに応じた教育・育成の充実

施策方針

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育やライフステージに応じた教育を受けられるように、自立に向けた発達支援体制の充実を図ります。

- ・子ども一人一人の特性に応じた適切な就学指導を行うため、関係機関との連携を図り、情報の提供、就学相談・就学の手続き等、就学前指導体制の充実に今後も努めます。
- ・特別支援教育を修了した障がいのある子どもが、多様な進路を選択できるよう、自立訓練等の充実、進路選択の支援に努めます。

イ 学校教育の充実

施策方針

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人一人の特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

- ・障がいのある子どもに対する合理的配慮等の支援については、子ども一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、充実に努めます。
- ・ICT機器の利用を含め、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教具、支援機器の充実に努めます。
- ・就学相談等を実施し、就学先への支援状況の情報提供や具体的な支援方法等について、各学校や発達支援センター等と連携しながら保護者と継続的に相談を実施します。
- ・特に教育的支援が必要な子どもが在籍する学校に対し、学校生活支援員を配置して適切な支援を行います。
- ・教職員に対する合理的配慮に関する研修を実施し、障がいの特性に応じた教育を推進します。

(2) - 2 社会参加の促進

ア 生涯学習の充実**施策方針**

地域における生涯学習活動等へ、障がいのある人も参加しやすいよう配慮し、障がいの有無にかかわらず、生涯学習を通じた交流の場・機会づくりに努めます。

- ・障がいの有無にかかわらず、だれもが講演会や美術展等、優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。
- ・生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民とともに創作・創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。

イ スポーツ・レクリエーション活動の推進**施策方針**

障がいのある人の交流促進や健康増進のため、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

- ・スポーツ・レクリエーション活動推進のため、大会等の開催を支援します。
- ・障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくするために、関連施設等の整備や改善に努めます。
- ・サン・アビリティーズ今治において、専門の指導員によるスポーツ教室を実施し、障がいのある人がスポーツに親しめる環境をつくります。
- ・各種団体と協力し、スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供を進め、参加促進を図ります。

(2) - 3 雇用・就労、経済的自立の支援

ア 障がいのある人の雇用の促進

施策方針

障がいのある人の法定雇用率達成に向け、ハローワーク今治等関係機関と連携し、民間企業における雇用促進に努めます。

- ・市において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、職域の拡大を図ります。
- ・指定管理者制度等の行政関連業務においても障がい者雇用の促進に努めます。
- ・障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、ハローワーク今治等関係機関と連携し、障がいのある人の雇用についての理解啓発に努めます。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉施設等からの製品の購入や業務委託について目標値を定め、「今治市共同受注窓口」と連携し、積極的な調達を推進します。

イ 総合的な雇用・就労支援施策の推進

施策方針

雇用前の就労支援から雇用後まで一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の雇用・就労を総合的に支援します。

- ・福祉的就労や仕事をしていない人の雇用の一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、ハローワーク今治や障害者就業・生活支援センターあみをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ・ハローワーク今治等と連携して、国等の各種助成制度の周知、広報に努めます。

ウ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

施策方針

障がいのある人が様々な場において仕事ができるよう、障がいの特性に応じた多様な就業機会の確保等、就労の支援を充実していきます。

- ・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の充実を図ります。
- ・市の就労支援職場実習事業の活用及び障害者就業・生活支援センターあみとの連携強化を図り、障がいのある人の就労の場の確保につなげます。
- ・日中活動系サービス事業所の充実のため、職員の人材確保・育成に努めます。

エ 経済的自立の支援

施策方針

障がいのある人への経済的な支援を充実することで、地域において自立した生活ができるよう支援していきます。

- ・在宅で生活している障がいのある人の生活安定を図るため、各種手当の支給を継続して実施します。
- ・所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。
- ・障がいのある人がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談等を行う生活福祉資金貸付制度について、社会福祉協議会との連携により周知します。
- ・障がいのある人やその世帯が経済的に困窮している場合、くらしの相談支援室や社会福祉協議会等関係機関と連携し、早期の解決に努めます。

(3) みんなで支える環境づくり

(3) - 1 生活環境の整備

ア 公共施設と住宅の整備・改善

施策方針

障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、整備が必要な公共施設の改善や住宅の改修を支援し、暮らしやすい住宅環境づくりに努めます。

- ・障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム等の居住系サービスの充実に努めます。
- ・住宅確保要配慮者に対する居住支援に努めます。
- ・公営住宅の活用について、住宅担当課等と連携して取り組みます。
- ・障がいのある人に対して、より良い生活がしやすくなるよう、住宅改修等に要する経費の一部を助成します。

イ 公共施設等のバリアフリー化の推進

施策方針

障がいのある人が外出しやすいよう、施設のバリアフリー化の推進を啓発し、バリアフリー新法に基づいた環境整備に努めます。

- ・今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び今治市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の基準を定める条例に基づき、既存の公共施設だけでなく、今後市内に整備される公共施設・大規模施設等においてバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障がいの有無にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう努めます。
- ・公共施設における障がい者用トイレ等のバリアフリー情報については、市ホームページ等に引き続き掲載し、広く市民に周知します。
- ・民間施設においても、障がいの有無にかかわらず、すべての人が気軽に利用できるように、施設整備・改善推進の啓発を行います。

ウ 人にやさしいまちづくりの意識啓発

施策方針

人にやさしいまちづくりを目指し、障がいや障がいのある人への理解促進のため、意識啓発の活動を行います。

- ・障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路等交通環境の整備を推進するとともに、歩道への不法駐輪・駐車、商品のはみ出し等、通行を妨げる行為を解消するため、市民への意識啓発を行います。
- ・障がいのある人、高齢等の理由で歩行が困難な人、出産前後やケガで一時的に歩行が困難な人に対して、パーキングパーミット(利用証)を交付します。
- ・施設の身体障がい者等用駐車場の適正な利用を働きかけるとともに、パーキングパーミット制度について、さらに普及啓発に努めます。
- ・知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人の中には、人とのかかわりあいやコミュニケーションが苦手な人がいるため、その人の困難さを理解し、状況に応じた適切な対応の必要性について周知、啓発を行います。
- ・外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの理解を広げるため、周知・啓発を行います。

(3) - 2 情報・コミュニケーションの活性化

ア 情報バリアフリー化の推進

施策方針

障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化を推進し、情報入手を支援します。

- ・主な公共施設内への情報機器・コミュニケーション機器の設置等を推進します。
- ・図書館に設置されている大活字本や点字本、朗読 CD、拡大読書機等の備品や設備の充実を図ります。

イ 情報提供の充実

施策方針

障がいのある人やその家族へ、広報紙や市ホームページ等を活用し、保健・医療・福祉等の必要な情報提供を行っていきます。

- ・障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「福祉のしおり」の内容を充実するとともに、広報紙や市ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行います。
- ・相談支援事業所においても、利用者のニーズに応じた情報提供に努めます。
- ・市が発行する文書や広報紙等は、点字広報・声の広報等の発行により、視覚や聴覚等に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう配慮します。
- ・ホームページでは、利用する人の身体的条件にかかわらず、だれもが利用しやすいものにするに努め、情報を利用する人の利便性の向上ときめ細かな支援を進めることにより、情報提供を推進します。

ウ コミュニケーション支援体制の充実

施策方針

聴覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の養成に努め、手話通訳者等の派遣の充実を図ります。

- ・「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障がい等により、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等を行います。
- ・要約筆記奉仕員の活用を促進するとともに、耳マークの普及に努めます。
- ・市の窓口等で意思疎通が困難な障がいのある人への対応の改善・向上を図るため、職員研修の充実を図ります。
- ・市の窓口到手話通訳者を配置し、日々の窓口業務において、適切な伝達手段による対応に努めます。

(3) - 3 防災・防犯対策の推進

ア 防災対策の推進

施策方針

障がいのある人の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、いざというときに対応できるよう、避難行動要支援者への支援や災害時の支援体制を充実します。

- ・災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。
- ・要配慮者が円滑かつ安全に避難できるよう、警戒レベル4「避難勧告」や警戒レベル4「避難指示（緊急）」の発令に先だって、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について配慮します。
※ただし、警戒レベルは津波のときには使用しません。
- ・避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。

イ 防犯対策の推進

施策方針

防犯ネットワークの構築や防犯に対する意識の向上等により、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

- ・警察と地域の障がい者団体、福祉施設等との連携により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- ・障がいのある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報紙や地域での学習活動の中で普及を図ります。

ウ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済支援

施策方針

障がいのある人が悪質商法の被害にあわないよう、消費生活相談窓口等の関係機関と連携し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、万一、被害にあった場合には、その救済支援に努めます。

- ・ 県、市の担当課等と連携し、障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの未然防止及び被害からの救済支援を図ります。
- ・ 障がい者団体、福祉関係団体等と連携し、障がいのある人の消費者トラブルの未然防止及び早期発見に努めます。

(3) - 4 差別の解消・権利擁護の推進

ア 障がいを理由とする差別の解消の推進

(ア) 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等

施策方針

障がいのある人が障がいを理由として「不当な差別的扱い」を受けたり、障がいのある人に「合理的な配慮をしないこと」で暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。

- ・すべての市職員が障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、福祉の意識が向上するように、研修の充実を図ります。
- ・イベントや講座の開催、広報紙による啓発等、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすための活動を積極的に行います。
- ・障がいや障がいのある人に対する理解を深められるように、「障害者週間」を中心とした啓発・広報活動を行うとともに、障がい者相談員や障がい者団体、ボランティア活動団体等関係団体と連携し、啓発を行います。

(イ) 選挙等における配慮等

施策方針

障がいのある人がその権利を適正に行使することができるように、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

- ・点字による候補者情報の提供等とともに、情報通信技術(ICT)活用の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。
- ・移動に困難を抱える障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人がその権利を適正に行使し、投票できるよう努めます。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

イ 障がいのある人の権利擁護の推進

(ア) 障がいのある人・子どもへの虐待防止

施策方針

障がいのある人・子どもへの虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。

- ・虐待対応については、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人・子どもへの虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人・子どもの保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する周知、啓発を行います。
- ・「障害者虐待防止法」に基づき、虐待を受けたと思われる障がいのある人・子どもを発見した場合の通報が義務付けられたことを周知、啓発します。

(イ) 成年後見制度の適切な利用

施策方針

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、または精神障がいのある人等に対して成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

- ・知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の財産の保全や管理を支援するため、成年後見制度の広報周知を進め、利用促進を図ります。
- ・障がいのある人の権利擁護と権利侵害の防止のために、市民後見人の養成に努めます。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。
- ・専門職による専門的助言等の支援の確保など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置に向け取り組みます。

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

I 推進体制

(1) 関係各課・関係機関との連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境等の様々な関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障がいのある人が地域で自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進のため、庁内の関係各課や、保健・医療機関、福祉機関、教育機関、雇用・就労機関等関係機関との一層の連携強化を図ります。

(2) 関係団体等との連携及び地域生活の支援

障がいのある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティア等による支援や協力が必要となります。

そのためには、これら団体による地域福祉活動の推進に努めるとともに、障がい者団体連合会をはじめ、障がいのある人の団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を構築します。

また、障がいのある人についての理解啓発や地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア、NPO 等関係団体との一層の連携強化を図ります。

(3) 国・県及び周辺自治体との連携

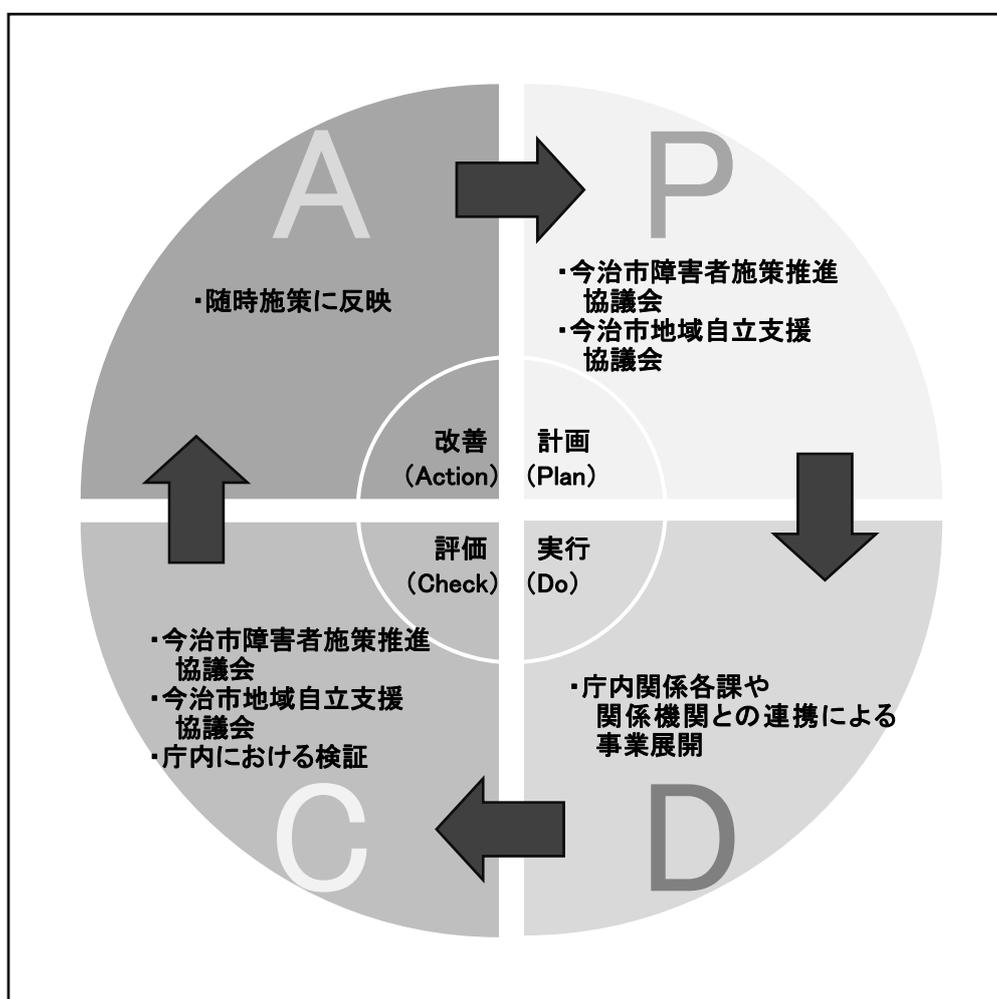
本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化、障がいのある人を取り巻く環境の変化、制度の改正等に柔軟かつ的確に対応していくことが重要となるため、国や県と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援等は、本市だけでなく、周辺市町を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要であるため、今後も近隣市町との一層の連携強化を図ります。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、障がいのある人への理解の促進、障がいのある子どもを交えた交流機会の拡充、サービスの充実、障がいのある人の地域生活への移行や就労移行促進のため、関係機関やサービス提供事業者を構成員とする「今治市障害者施策推進協議会」において計画全体の進捗を図るとともに、「今治市地域自立支援協議会」と連携して、計画の進捗管理や点検等を実施することで、本計画を推進します。



參考資料

参考資料

I 今治市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略、区分内 50 音順) ◎は会長 ○は職務代理者

役職		氏名	区分
圭泉会菅病院(今治市医師会)	理事長	菅 拓也	学識経験者
今治特別支援学校	教頭	合田 明典	
今治市民生児童委員協議会	会長	丹下 甫澄	
社会福祉法人 で・ふ・か	理事長	◎ 眞鍋 誠子	
正光会今治病院(今治市医師会)	医師	○ 山内 美知	
来島家族の会	会長	松浦 恵美子	障がい者団体
今治市身体障がい者福祉会	事務局長	眞部 昇三	
今治市手をつなぐ育成会	副会長	矢野 信子	
来島会	総合園長	越智 清仁	障がい福祉事業 関係者
今治市社会福祉協議会	地域福祉部長	重松 孝志	
今治療護園	施設長	谷口 政隆	
今治公共職業安定所	雇用指導官	清水 保至	行政関係者
愛媛県東予地方局	今治保健所長	廣瀬 浩美	

(注) 役職は委員任命当時のもの

2 今治市障害者施策推進協議会条例

平成 20 年 3 月 31 日
条例第 18 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、今治市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の要件を失った者は、その職を失う。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 障がい者計画策定の経緯

日 程	主 な 内 容	
平成 31 年 3 月 27 日	第 1 回今治市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者計画策定のスケジュールについて ・ 障がい者計画策定のためのアンケート調査について
令和元年 7 月～8 月	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳所持者向けアンケート調査の実施
令和元年 8 月 29 日	第 1 回今治市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳所持者向けアンケート調査の実施状況報告 ・ 一般市民アンケート、企業アンケート調査について ・ 事業所ヒアリング、障がい者団体ヒアリングについて
令和元年 8 月～9 月	アンケート調査、ヒアリング実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民アンケート、企業アンケート調査の実施 ・ 事業所ヒアリング、障がい者団体ヒアリングの実施
令和元年 10 月～12 月	集計・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果の集計・分析、ヒアリング内容の分析
令和元年 12 月 18 日	第 2 回今治市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート、ヒアリング結果の報告 ・ 今治市障がい者計画素案の審議
令和 2 年 2 月 7 日～ 2 月 21 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月	今治市地域自立支援協議会全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会への意見聴取
令和 2 年 3 月	第 3 回今治市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 地域自立支援協議会への意見聴取結果報告 ・ 今治市障がい者計画（案）確認について

今治市障がい者計画

発行年月：令和 2 年 3 月

発 行：今治市

編 集：今治市 健康福祉部 障がい福祉課

〒794-8511

今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1

電 話：0898-36-1527

F A X：0898-32-5267

メー ル：syougai Fukus@imabari-city.jp

